

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

42

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

自動車損害賠償責任共済の共済掛金の改定に係る同意手続の簡略化

提案団体

大阪府、神奈川県、京都府、兵庫県、和歌山県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

金融庁、国土交通省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合法(以下「法」という)の規定に基づき認可した事業協同組合のうち、法第9条の6の2第3項における自動車損害賠償保障法(以下「自賠責法」という。)第5条に規定する自動車損害賠償責任共済(以下「責任共済」という。)を行う組合から、共済規程のうち事業の実施方法、共済契約又は共済掛金に係るもの等を変更する旨の申請があった際、所管行政庁は認可にあたり自賠責法第28条の2第5項において国土交通大臣及び内閣総理大臣(金融庁長官)にあらかじめ同意を求めなければならない旨規定されている。自動車賠償責任保険(以下「責任保険」という)に係る基準料率等については、毎年その妥当性を金融庁長官が自賠責保険審議会を経て判断しており、改定する場合は審議会を経て国土交通大臣に同意を得たうえで改定される。このようにして改定された基準料率に基づき、各組合等は共済掛金の変更申請を都道府県に行っている。以上を踏まえ共済掛金の変更申請について、その内容が責任保険に係る基準料率と相違ないものであると確認できる場合は、金融庁長官及び国土交通大臣の同意を不要とする措置を求める。

具体的な支障事例

責任共済に係る共済掛金の改定については、改定される日時があらかじめ決められていることがほとんどであり、また改定される料金が示されてからでなければ変更認可申請を行うことができないため、改定日時に間に合うよう非常に短い期間の中で金融庁長官及び国土交通大臣に対する同意の手続及び共済規程の変更認可申請に係る審査を同時並行で行うことが求められる。これは、事務の煩雑化を招き、十分な審査期間を設けることができず、審査における見落としを生じさせる可能性があり、組合に対し不利益を与えかねない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

事務手続が簡略化されることにより、審査に集中することができ、行政の効率化を図ることができる。

根拠法令等

中小企業等協同組合法第9条の6の2第3項、第9条の2第7項、自動車損害賠償法第5条、第28条の2第5項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

長野県、山口県

○当県においても同様の事例が起きており、同意書の依頼を早期に行う必要がある。

○連絡から改定日時までが非常に短く、当県では申請書への押印を必要としているため原本を地域振興局経由で共済組合が提出していることもあり、組合も県も非常に短い時間で事務を行わなければならない、十分な審査期間を設けることができていない。金融庁長官及び国土交通大臣に対する同意の不要または、改定日時までの期間を最低でも2週間は設けていただきたい。

各府省からの第1次回答

自動車損害賠償保障法(昭和30年法律第97号)第28条の2第5項は、中小企業等協同組合の共済規約のうち事業実施方法、共済契約又は共済掛金に係るものに関し、同法第27条の2に規定する行政庁が変更命令、認可、措置命令等の処分をする際に国土交通大臣及び内閣総理大臣(金融庁長官に権限委任)に同意を求める規定である。

この規定のうち、内閣総理大臣(金融庁長官)に同意を得ることとしているのは、責任共済と責任保険の差異によって契約者又は被害者に不公平が生じることのないよう、責任保険の契約者である保険会社等を所管する内閣総理大臣(金融庁長官)を関与させるためであり、国土交通大臣に同意を得ることとしているのは、当該責任共済が保険契約者だけでなく被害者保護も目的としていること、また、当該責任共済は自動車検査制度等と不可分一体的に運用されているためである。

以上のことから、責任共済と責任保険の公平性を担保するとともに、被害者保護・自動車検査制度が統一的に行われるよう各制度間の調整を図っている。従って、本手続の趣旨に鑑みて、本手続を省略することは困難であるが、要望内容を踏まえ、両省庁における同意の手続について迅速な処理に努めることとする。

なお、申請に当たって押印等は不要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、責任共済と責任保険の差異によって契約者又は被害者に不公平が生じることのないよう、責任保険の契約者である保険会社等を所管する内閣総理大臣(金融庁長官)を関与させることであるが、共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出に伴って変更することについては、その変更が改定後の基準料率と同一の変更であることの確認さえできれば、責任共済と責任保険との公平性を担保できると考えられる。また、被害者保護・自動車検査制度が統一的に行われるよう、国土交通大臣を関与させることであるが、共済規程の変更が共済掛金の変更にとどまる場合にまで関与させる必要性はないと考えられる。

協同組合が各都道府県へ行く共済規程の認可申請について、自動車損害賠償責任保険審議会答申で決定した基準料率と相違がない場合は、都道府県から金融庁及び国土交通省への協同組合の申請書の写しが到達した時点をもって同意があったものとみなし、都道府県による協同組合への認可が行える運用を検討されたい。また、第1次回答で、「要望内容を踏まえ、両省庁における同意の手続について迅速な処理に努める」とのことであるが、具体的にはどのくらいの期間短縮するのかご教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

責任共済掛金率は、強制加入を前提として高度な社会保障・被害者保護を図る自動車損害賠償保障制度の根幹を成すものであり、その変更には、同制度の適正な運用のため、国土交通大臣及び内閣総理大臣(金融庁長官)の関与が必要不可欠である。

特に、内閣総理大臣(金融庁長官)は、保険業法や損害保険料率算出団体に関する法律を所管しており、責任保険との公平性の担保を責任持って行える立場にあることから、同意主体として法定されている。したがって、例えば単に行政庁が改定後の基準料率と同一の変更であることを事実上確認できれば足りる性質のものではなく、内閣総理大臣(金融庁長官)による同意が必要不可欠である。

また、共済規程内の共済掛金に係る規定の変更にあたり、共済掛金が基準料率と異なる共済掛金率に基づいて算定されたものである場合には、自賠法の趣旨・目的である被害者保護に支障が生じるおそれがある。した

がって、被害者救済の観点で自賠法を運用する国土交通大臣の同意によって、そのような支障が生じないように担保することが必要不可欠である。

加えて、御提案のあった、「協同組合が各都道府県へ行う共済規程の認可申請について、(中略)都道府県による協同組合への認可が行える運用」については、仮に、申請書の記載内容の不備、基準料率と共済掛金率の不一致等がある場合、当該申請書の補正、再提出、あるいは場合によっては不適切な掛金率による運用等が生じうるおそれがある。このため、当該運用により、申請者たる共済組合やその構成組合員が法的に不安定な立場に置かれるおそれがあり、また、確認主体・責任主体が不明確になりうる。

以上のことから、共済規程の変更が共済掛金の変更にとどまる場合であっても、本同意手続を不要とすることはできない。

なお、要望団体の負担軽減を図るため、国土交通省及び金融庁内における事務処理手続を見直すことにより、地方公共団体から同省庁へ同意申請が到達後、到達日プラス1営業日以内に回答するよう同意の手続についての迅速な処理に努める。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【金融庁(1)】【国土交通省(8)】

自動車損害賠償保障法(昭30法97)

都道府県等が自動車損害賠償責任共済事業についての共済規程(共済掛金等に係るものに限る。)の変更について認可しようとするときに国土交通大臣及び内閣総理大臣の事前同意(28条の2第1項等)を得る手続については、都道府県等の負担軽減に資するよう、令和6年度中に、都道府県等からの同意申請を受け付けてから同意するまでの手続を見直す。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

56

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

生産緑地法に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律に基づく届出手続により重複している
手続の合理化

提案団体

静岡市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

生産緑地地区に指定された土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、生産緑地法第10条に基づく買取申出手続と公有地の拡大の推進に関する法律(以下、「公拡法」という。)第4条に基づく届出手続が重複していることから、公拡法の制度改正による手続の合理化を求める。

具体的な支障事例

生産緑地地区の区域内の土地を農家以外の者に売却して農地等以外のものにする場合、農地法に基づく手続のほか、生産緑地法第10条の買取申出と、公拡法第4条の届出が必要である。しかし、生産緑地法の手続により市町村が一度買い取らないと判断した土地につき、公拡法第4条に基づく届出により改めて地方公共団体等に対して買取希望の機会を与えても、買取協議が成立する可能性はごく限定されている。このような手続は、土地所有者及び行政機関に二重の負担を生じさせるとともに、民間の土地取引をいたずらに遅延させている。

【支障事例】

生産緑地法第10条の買取申出がされた場合、市町村の買取有無の確認、生産緑地の農林漁業者への取得斡旋を行い、最長3か月後に生産緑地に係る土地の行為制限が解除(生産緑地法第14条)される。一方、生産緑地地区の土地所有者が土地の売買契約をしようとする場合、公拡法の規定により都道府県知事等へ有償譲渡届出が義務付けられ(公拡法第4条第1項第5号)、届出後3週間は地方公共団体等の買取有無の確認のため譲渡を制限されるため、生産緑地法上の手続が終了してもなお民間の取引が停滞することとなる。

さらに、生産緑地法上の行為制限解除後、既に宅地造成等され外形上も既に農地ではない生産緑地地区の土地について、都市計画が変更されない限り、公拡法の届出が必要となるため、民間取引の遅延が生じている。以上のように、2法律により類似の手続が重複していることから、土地所有者及び行政の手続の合理化を図る必要があると考えている。具体的には、生産緑地地区に指定された土地の売買については、生産緑地法の手続により公拡法の制度目的は果たされることから、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、生産緑地法上の手続により行為制限解除がなされた土地は、生産緑地の指定は形式的なものに過ぎないため、公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

あるいは、公拡法第5条第2項を準用し、生産緑地法第10条に基づく買取申出により、土地所有者が市町村から買取をしない旨の通知(生産緑地法12条第1項)を受けてから1年以内の場合、当該土地を公拡法第4条の届出対象から除外すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

生産緑地の売却に係る期間が短縮され、円滑な土地取引・土地利用が促進されるとともに、土地所有者及び行

政の手続が合理化される。

根拠法令等

公有地の拡大の推進に関する法律第4条、第5条、第6条、第8条
生産緑地法第7条～第15条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

草加市、八潮市、三郷市、長野県、浜松市、豊田市、城陽市、枚方市

—

各府省からの第1次回答

生産緑地法は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的としている。同法における買取り申出制度は、同法第8条の規定に基づく行為の制限の解除を目的とするものではなく、当該生産緑地に係る主たる従事者の死亡等の理由により農林漁業の継続が困難又は不可能になった際に、生産緑地が市場における宅地としての譲渡性に欠くことに対する土地所有者の権利救済を主な目的としたものである。

また、公有地の拡大の推進に関する法律（以下「公拡法」という。）は、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する制度の整備その他の措置を講ずることにより、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的としており、第4条において、土地を譲渡しようとする場合の届出義務を定め、地方公共団体等による買取りの機会を設けている。

一方で、公拡法第5条第1項の規定に基づき土地所有者が地方公共団体等による買取りを希望する場合は、知事又は市長にその旨を申し出ることができ、その場合において、買い取る場合は申出から3週間以内、買い取らない場合は直ちに通知しなければならないほか、一定期間（買取りを希望する地方公共団体等がない旨の通知のあった日の翌日から起算して1年を経過するまでの間等）、公拡法第4条に基づく届出義務は適用されない（土地の譲渡の制限も課されない）こととされている。

このため、御提案を踏まえ、手続期間の短縮の観点から土地所有者による生産緑地法に基づく買取り申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取り希望の申出を並行して行うことができることについて技術的助言として周知することを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、土地所有者と行政機関に二重の負担が生じている課題が解消されない。

生産緑地法の買取申出と公拡法の買取希望申出を並行する運用に言及しているが、趣旨は異なるとしても、どちらも地方公共団体等に土地を買取るよう申し出るものであり、双方の手続を行わせる合理性は無い。また、一定期間の届出義務の非適用についても、土地を転売するケースでは、転売する者の公拡法の届出は必要なままであり、取引の遅延を発生させる。

さらに、仮に複数の団体が、いずれも双方の申出に対して買取希望した場合、買取りの強制力、買取協議の相手の選定基準、及び町村の場合の買取協議の相手を定める主体が異なる両制度間において調整が困難である。結果的に買取に強制力がある生産緑地法が優先されると考えられ、公拡法の申出を提出する意味は無いと考える。

生産緑地法の買取申出制度において、地方公共団体等に先買いの機会を与えても買取りが無かった土地について、公拡法の届出を出させる合理性は無く、土地所有者と行政の二重負担及び民間土地取引の遅延を発生させた上で、実際に買取協議が成立する件数はゼロに近い。生産緑地法の買取申出制度の中で公拡法届出制度の目的は果たされるため、生産緑地を公拡法の届出対象から除外すべきであり、少なくとも行為制限解除後の土地は届出不要にすべきであると考えられる。届出が必要とする場合は、市民の理解が得られる合理的な理由を御教授いただきたい。

現状、生産緑地法の買取申出をしても行為制限解除となるケースが多いため、買取申出者の中には、早めに土地を売却しようと、行為制限解除を待たずに買取り予定の相手を見つけ、公拡法の届出を並行させる者が多分に見られ、土地所有者・行政双方の負担となっている点などを踏まえ御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【八潮市】

生産緑地法に基づく買取申出手続きで発生する市町村への買取希望照会と、公拡法における地方公共団体への買取希望照会は、目的は違うものの同一の土地に対して公共用地としての買取希望を照会するものであり、生産緑地法の手続きにおいて市町村の買取希望がなかった場合、公拡法でも同様の見解となると考えられる。

「生産緑地法に基づく買取申出と公拡法第5条第1項の規定に基づく買取希望の申出を並行して行う」という対応では、提案内容にある「手続きの合理化」は図られないと考えられる。

公拡法では、県に対しても買取希望照会を行う必要があるため、市町村への意見照会は生産緑地法の手続き結果を基に省略し、県への照会のみとすることで手続き期間を短縮すること等の対応のほうが効率的なのではないか。

【草加市】

各々の法律の目的、制度趣旨が異なることは認識しておりますが、1次回答末尾の記載内容だと、公拡法第5条申出は任意の申出となり、申請者側に生産緑地法の買取申出と併せて申し出を求めることは実効性に欠け、課題解決にはならないかと考えます。生産緑地買取申出にて地方公共団体による買取の機会は与えられているため、法改正など含めて公拡法の対象から生産緑地を外す、生産緑地行為制限解除後は公拡法の届出は不要とするなどによる合理化の検討をお願いいたします。

地方六団体からの意見

—

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

提案団体は、公拡法第4条に基づく届出手続に係る措置を求めているところ、生産緑地については、生産緑地法の買取申出手続により、地方自治体等が民間に先んじて取得することが可能となっており、これにより、公拡法の届出の目的についても達成される。

公拡法の届出手続において地方自治体等が買い取るケースは極めて少ないことから、公拡法の届出を改めて行わせる必要はないと考えており、公拡法第4条の改正等を視野に、手続きの合理化について検討いただきたい。

なお、公拡法第5条に基づく買取希望申出と生産緑地法に基づく買取申出手続を並行して行うことができることの周知については、提案団体において既知の事情であるほか、並行するか否か決めるのは土地所有者であることから、必ず並行して行われるとは限らないため、解決策を改めて検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

生産緑地はその要件上公共施設等の適地であり(生産緑地法第3条第1項第1号)、同法の行為制限に関わらず、地方公共団体等に買取り機会を与える公拡法の届出・申出の対象土地から一律に除外することは、公拡法の目的に照らして適切ではないと考えるが、現在、ご提案を受けて、生産緑地法に基づく買取り申出があった場合の同法と公拡法に基づく買取り協議に関する全国的な実態調査を行っているところであり、その結果も踏まえて必要に応じ制度改正を含む検討を行うこととしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(12) 公有地の拡大の推進に関する法律(昭47法66)及び生産緑地法(昭49法68)

生産緑地地区の区域内に所在する土地に係る届出(公有地の拡大の推進に関する法律4条1項5号)については、地方公共団体及び土地所有者の負担軽減並びに土地取引の円滑化を図るため、一定の要件を満たす場合には、生産緑地及び特定生産緑地の買取りの申出(生産緑地法10条及び10条の5)をした者について当該届出を不要とする。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

58

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

旧耐震基準の木造住宅の除却に係る住宅・建築物安全ストック形成事業の事業要件の見直し

提案団体

香川県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

社会資本整備総合交付金交付対象事業の住宅・建築物安全ストック形成事業のうち、住宅の耐震改修等、建替え又は除却等に関する事業について、事業要件として対象となる住宅が「耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの」であることが定められているが、旧耐震基準の(建築物の構造基準が強化された昭和56年5月以前に建てられた)木造住宅を除却しようとする場合については、当該要件を除外するよう求める。

具体的な支障事例

旧耐震基準の住宅の耐震改修への支援に際し、住宅の詳細な耐震性能を把握できる耐震診断は必要な補助要件であると考えられる。

一方、旧耐震基準の木造住宅を対象とした当県の耐震診断の補助実績のほとんどで耐震性がなかった(令和4年度175件中173件、令和3年度206件全て、令和2年度155件中153件)ことを踏まえると、旧耐震基準の木造住宅の除却について耐震診断を補助要件とする必要はない。当県では、倒壊の危険性がある住宅の除却に係る補助制度を令和6年度から創設することを検討しているが、旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を行う場合、無用の耐震診断の実施のために住宅所有者の負担や国・地方公共団体の財源負担及び事務負担が生じることとなる。

なお、当県における耐震診断に係る事務の1件、職員1人当たりの所要時間は、額の確定に係る図書の審査に15分程度、県内市町においては交付決定に係る審査が1時間程度、額の確定に係る図書の審査が1～2時間程度であり、大きな負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断を補助要件から除外することにより、住宅の除却へのハードルが下がり、円滑な着手を促すことができる。

また、住宅所有者の負担軽減に加え、耐震診断に係る国・地方公共団体の財源の負担を抑えるとともに、地方公共団体の職員の補助事業に係る事務負担の軽減を図ることができる。

根拠法令等

社会資本整備総合交付金交付要綱附属第Ⅱ編イ-16-(12)-①3. 第3号口、4.3-1号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

札幌市、いわき市、千葉市、荒川区、寝屋川市、鳥取県、延岡市

○当市が実施した旧耐震基準の木造住宅を対象とした耐震診断について、令和3年度～令和4年度は耐震診断した木造住宅(計 400 件程度)全てが耐震性が不足しているという判定であった。

旧耐震基準の木造住宅の耐震診断が要件から除外されることにより、財源負担や事務負担の軽減が図られるだけでなく、早急な事業着手を促すことができる。

○当市は令和3年度から本制度を始めたが申請件数が3年度1件、4年度0件と伸び悩んでいる。その一因が耐震診断を事前に受けることであると考えている。提案団体の事例をふまえると旧耐震基準の木造建築物は事前の耐震診断は必要ないと推測される。

各府省からの第1次回答

住宅・建築物耐震改修事業は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、耐震性が不足している住宅・建築物について、その耐震性の向上を図ることを目的としており、除却はその手段の一つとして補助対象としているものであり、住宅の除却そのものの促進を目的としているものではない。

旧耐震基準の木造住宅であっても耐震性がある場合もあり、こうした除却を行う必要がない住宅も含めて、一様に支援を行うことは不適切であると考えており、耐震診断の結果、耐震性が不足している、すなわち、倒壊の危険性があると判断されたものに限定して補助対象としているところである。

一方で、ご指摘のとおり、除却の場合には、必ずしも対象となる住宅の詳細な耐震性能まで把握する必要がない場合や、詳細な診断を実施しなくても倒壊の危険性があると判断できる場合も想定されることから、旧耐震基準の木造住宅の除却において、簡易な耐震診断等により地方公共団体が倒壊の危険性があると判断した場合には補助対象となる旨を、明確化する方向で検討を行うこととする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「住宅の除却そのものの促進を目的としているものではない」ことは当県も承知をしており、耐震性が不足する住宅から新耐震基準の住宅への建替えを含む住替えを促進し、県民の生命等を保護するとともに耐震化率を向上させたいと考えているところである。

当県において、旧耐震基準の木造住宅を対象とした耐震診断の直近3カ年の補助実績のうち、99%以上のものに耐震性がなかったことを踏まえると、すべてを一様に支援することは費用対効果の観点から合理的ではないとの考えにより今回の提案に至ったが、第1次回答にある「除却を行う必要がない住宅も含めて、一様に支援を行うことは不適切である」ことも、一定、理解できるところである。

については、代替案である「簡易な耐震診断等により地方公共団体が倒壊の危険性があると判断」するに際し、住宅所有者の負担軽減に加え、耐震診断に係る国・地方公共団体の財源の負担を抑えるとともに、地方公共団体の職員の事務負担を軽減するものとなるよう御検討いただきたい。

また、具体的にどのようなスケジュールで見直しを行うのか、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【荒川区】

旧耐震の木造については、ほぼ耐震性がないという結果が出ている状況であることから、費用の圧縮や手続きの簡素化のため、耐震診断を不要にしてほしいという要望であった。

しかしながら、補助を行うにあたり、耐震診断によって耐震性がないことの確認が必要という要件が外せないのであれば、一般の方でも簡単にできる簡易診断では正確性に欠ける可能性があるため、専門家が行う耐震診断(一般診断・精密診断)のままでよいと考える。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答の通り、除却の場合には、必ずしも対象となる住宅の詳細な耐震性能まで把握する必要がない場合や、詳細な診断を実施しなくても倒壊の危険性があると判断できる場合も想定されることから、例えば目視や計測等で診断できるような、旧耐震基準の木造住宅の除却の場合に活用できる簡易な診断方法の検討を行うこととする。

スケジュールとしては、年度内に地方公共団体へ通知等によって周知することを目標に検討を行うこととする。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(19) 社会資本整備総合交付金

社会資本整備総合交付金の交付対象事業のうち、住宅・建築物耐震改修事業については、申請者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、旧耐震基準（昭和56年5月31日以前）の木造住宅を除却する場合に、図面を要しない簡易な診断方法を活用することを可能とし、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

64

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定要件のうち大規模集客施設の立地制限に係る要件の見直し

提案団体

倉敷市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

大規模集客施設を誘導施設に定めた都市機能誘導区域内に限り、準工業地域の特別用途地区(大規模集客施設制限地区)を解除しても、中心市街地活性化基本計画の認定が継続されるよう、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)の見直しを求める。

具体的な支障事例

本市では、立地適正化計画において、公共交通へのアクセス等を勘案して、市中心市街地のみならず、鉄道駅に近い業務・商業等が集積する合併前の旧市町中心部など、それぞれの拠点に都市機能誘導区域を定め、必要な誘導施設の誘導を図り、「多極ネットワーク型」のコンパクトなまちづくりを目指している。これらの都市機能誘導区域内には、合併前の旧市町において、地域の拠点として求められる都市的サービス機能の集積を図る市街地が形成されてきた経緯や、特色ある地場産業の操業の場としての環境の維持と住環境との良好な共生を目指すなど地域の实情から準工業地域が指定されているが、中心市街地活性化基本計画の認定を受けるため、市内全域の準工業地域において特別用途地区を指定し、大規模集客施設の立地を制限している。そのため、合併前の旧市町中心部など、中心市街地活性化基本計画の区域外の都市機能誘導区域であっても、準工業地域には誘導施設である大規模集客施設の立地ができない状況となっている。このため、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地が、当市中心部に位置する都市機能誘導区域に偏ることとなり、市内における拠点の一極集中が促進され、本市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現に支障が生じている。なお、用途地域を変更することによる対応は、都市機能誘導区域内に既に存在する工場が建替えできなくなるなどの問題があるため、困難であると考えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都市機能誘導区域内の準工業地域において誘導施設として位置づけた大規模集客施設の立地が可能となり、暮らしを支え、活気を生み出す魅力的な拠点が形成される。もって「多極ネットワーク型」のコンパクトで持続可能な都市構造の実現に寄与する。

根拠法令等

都市計画法、都市再生特別措置法、中心市街地の活性化に関する法律、都市計画運用指針、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針(平成18年9月8日閣議決定)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方米を超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」では、モータリゼーションの進展や流通構造等の変化による大規模集客施設の郊外立地などにより、中心市街地の衰退が進みつつあるとされている。

「都市計画運用指針(令和5年7月国土交通省)」では、『都市機能誘導区域は、例えば、都市全体を見渡し、鉄道駅に近い業務、商業などが集積する地域等、都市機能が一定程度充実している区域や、周辺からの公共交通によるアクセスの利便性が高い区域等、都市の拠点となるべき区域を設定する』とされており、当市が求める措置が認められても、郊外に大規模集客施設が立地することはなく、中心市街地の活性化に何ら影響はない。むしろ、都市機能誘導区域は、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地等に定められていることから、そこへ大規模集客施設が立地することによって、賑わいや活気が創出されるなど、様々な相乗効果により中心市街地の活性化が期待できる。

また、令和5年4月14日の「都市計画基本問題小委員会中間とりまとめ」においても、『多極ネットワーク型コンパクトシティの実現のためには、都市中心部の拠点以外の公共交通軸上の拠点など日常生活を営む身近なエリア(ネイバーフッド)においても多様な暮らし方・働き方を実現可能とするために必要な都市機能の立地誘導や確保が図られることが重要である。』とされている。

都市中心部の拠点以外の都市機能誘導区域に、賑わいや活気を創出する大規模集客施設の立地を誘導し、魅力的な拠点を形成することで、市内における拠点の一極集中が是正され、多極ネットワーク型のコンパクトで持続可能な都市構造が実現するものと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第1次回答で記載したとおりである。

貴市が目標に掲げる「多極ネットワーク型」の都市構造の実現については、地域の実情に応じたまちづくりの手法の1つとして尊重されるべきものと思料するが、それによって中心市街地活性化に係る現行の認定要件を見直す理由となるものとは考えていない。

なお、市町村合併を含め、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されるところ、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査の合理化

提案団体

秋田県、能代市、横手市、男鹿市、湯沢市、鹿角市、由利本荘市、潟上市、大仙市、三種町、八峰町、八郎潟町、大潟村、美郷町、羽後町、東成瀬村、福島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

補助事業等の予算執行状況等に係る各調査について、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

具体的な支障事例

公共事業については、昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」に基づき、財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている。具体的には、国土交通省所管の補助事業等の契約状況について、年度当初に地方整備局総務部会計課から依頼があり、毎月報告をしているが、地方整備局道路部からも次年度当初予算の配分作業の参考のため、別途不定期で重複して電話やメール等で同様の依頼をされている。地方整備局道路部からの依頼に対しては、「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」で提出している数字を基に、別様式で作成・回答しなければならず、数字の整合性の確認や決裁等、事務手続に関する業務量が増えている状況である。

また、総務省自治財政局より四半期毎の公表を目的とした「公共事業等の事業計画及び事業施行状況等に係る調査」が県財政部局に依頼されており、令和3年度から調査様式が簡素化されるなどしているが、同様に公共事業等に関する執行状況調査が依頼されている。当該調査についても、国土交通省調査と内容が重複している部分が多く、業務負担の増加に繋がっている。さらに、令和4年度の国補正予算に関しては、内閣府から地方整備局を経由し執行状況のフォローアップ調査と称し、補正予算だけに特化した予算執行状況調査(契約時期見込み等)が行われている。

以上のように、上述の調査において回答内容に重複する事項(予算額、契約額、支出額、繰越額等)も多いため、重複して調査を行う必要はないと思われる。特に、地方整備局道路部からの依頼については、既に地方整備局総務部会計課に対して回答している内容について再度回答を求めるものであり、調査の必要性は低いと考える。したがって、都道府県における業務を効率化するため、重複する調査の廃止を含め、調査事項及び調査頻度を真に必要な最小限度にするよう簡素化すること及び調査主体を一元化することを求める。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

各府省庁からの調査への回答に係る業務の効率化が図られる。

根拠法令等

昭和42年5月1日付蔵計第946号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」
令和4年6月17日付国官会第7993号「令和4年度公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告につ

いて」

上記調査のため、地方整備局が上乘せで行っている事業執行状況調査

総財務第 40 号令和2年4月 28 日付「公共事業等の事業執行計画及び事業執行状況等に係る調査について（依頼）」

令和5年1月 10 日付内閣府政策統括官（経済財政運営担当）付参事官（経済対策・金融担当）事務連絡「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」の全事業の進捗状況調査について（依頼）」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、福島市、茨城県、小山市、高崎市、川崎市、横須賀市、浜松市、寝屋川市、奈良県、広島市、吉野川市、高知県、熊本市

〇類似した照会内容ではあるにもかかわらず、書式や記載方法、単位等の詳細部が異なるため、照会ごとに回答の仕方（考え方）を変える必要があり、各照会の整合性をとるために時間を要している。

各府省からの第 1 次回答

【内閣府】

内閣府の調査は、経済対策の早期実行、進捗管理の徹底のため、各省庁に対して、経済対策・補正予算の全事業（約 1,300 事業）の進捗状況や進捗見込みの把握を求めているものである。

これまでも、各省庁が既存調査の結果を活用して内閣府に回答することを可能とする等、効率的な調査の実施を図ってきたところであり、今後も地方公共団体の負担に配慮して調査を実施してまいりたい（既存調査の活用が可能であることの更なる周知等）。

【総務省】

本調査については、「経済財政運営と改革の基本方針2014」を踏まえ実施しているものであり、今後も継続して行うことが必要であると考えているところ。

そうした中、今回の提案を踏まえ、関係省庁に対して調査結果を提供することも可能であると考えている。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

本内容の提案は、令和3年度の提案募集において同種の提案があり、本件も当省（財務省）において実施している昭和 42 年5月 1 日付蔵計第 946 号「公共事業等の事業に係る契約及び支出の状況の報告について」（以下、「公共事業等施行状況調査」という。）の調査自体に対する指摘ではなく、「財務省から各府省庁へ、各府省庁から地方へ調査依頼がなされているが、各府省庁からの調査依頼の内容は重複する部分が多く、地方の業務増加に繋がっている」との指摘と認識しているのですが当方の考えに齟齬はございますでしょうか。

【国土交通省】

重複する項目については、調査の効率化に向けた調整等を実施する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

補助事業等における事業執行状況については、地方自治体が責任を持って管理するものと考えている。

地方自治体においては、事業の執行状況を補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律等に基づき、年度終了実績書等を提出しており、国に対して法令等に定められた手続きを遵守しその責務は果たしているところである。

国土交通省所管の補助事業等の契約状況に係る①地方整備局会計課からの依頼並びに②地方整備局道路部からの依頼、③総務省自治財政局による「公共事業等の事業計画及び事業執行状況等に係る調査」及び④内閣府による予算執行状況調査（契約時期見込み等）については、回答内容に重複する事項も多いと考えている。関係省庁で十分に調整の上、必要性が低い調査については廃止するなどの抜本的な見直しを求める。その上で、調査が必要と考える場合にあっては、地方自治体への調査の依頼は最小限かつ最低限のものとし、地方自治体より他府省庁等へ報告済みである事項及び数値等については、他府省庁間で十分調整の上、地方自治体には改めて報告を求めないことを重ねて求める。また、特に②の調査については、①で回答しているものを再度回答するものであり、調査の必要性は低いと考える。

第1次回答においては、いずれの省庁においても前向きな御回答をいただいていることから、関係省庁で調整の上、上述の求めについて、具体的な措置内容や検討スケジュールなどご教示いただきたい。

なお、財務省からの回答については、「公共事業等施行状況調査」に対する指摘ではなく、類似した各府省庁の他調査に対しての指摘である。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【広島市】

本市としては、財務省の認識のとおりと考えています。

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

【内閣府】

今後の調査にあたっては、各省に対して既存調査の結果の活用が可能であることを周知する等、地方公共団体の負担に配慮した効率的な調査方法を引き続き検討し、実施してまいりたい。

【総務省】

本調査は、「経済財政運営と改革の基本方針2014」において「公共事業の施行状況について、地方公共団体の予算額、契約済額及び支出済額を四半期毎に公表する」と明記されていることを踏まえ実施しているもの。今後もこれらの内容を満たすことができるよう継続して調査を行うことが必要であると考えている。

本調査の結果については、今回の提案を踏まえ、関係府省庁に対し、その求めに応じて提供することが可能である旨共有したところ。

本調査については、令和3年度に簡素化を図ったところであるが、今後とも簡素化に向け、調査の見直しを検討してまいりたい。

【財務省】

第1次回答を踏まえた提案団体及び追加共同団体からの見解の通りと認識している。

【国土交通省】

各地方整備局に対して、次回の調査以降、各地方整備局会計課からの依頼で既に把握している調査項目について重ねて調査を行わないよう、当該項目が記入された調査様式を使用する等の効率化を実施するよう周知を行う。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

82

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

中心市街地活性化基本計画の認定基準の緩和

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

内閣府、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針で定められている中心市街地活性化基本計画の認定基準のうち、特別用途地区の活用による準工業地域における大規模集客施設の立地の制限について、市町村総合計画等と整合が取れており、中心市街地活性化協議会等の同意を得る等した上で、地理的条件など中心市街地の活性化に影響がないものと市町村が総合的に判断する場合には当該制限を解除できることとする等、地域の実情に応じた制限の緩和を求める。

具体的な支障事例

当市では、平成29年度に立地適正化計画を策定し、JR駅周辺の中心市街地と旧東海道宿場町を起源とする旧市街地の2拠点を都市機能誘導区域に設定し、コンパクト+ネットワークによる拠点集約型のまちづくりを進めている。また、中心市街地においては、令和4年度に、市中心市街地活性化基本計画(第4期)の認定を内閣総理大臣より受け、更なる中心市街地の活性化に取り組んでいる。

これにより、コンパクトシティである中心市街地では人口の集中があるものの、それ以外の地域では、人口減少が著しく、人口減少対策は待ったなしの状況下であり、都市としての地域の持続性確保は必須となっている。

現在、拠点集約型の都市構造への転換を進める中、地域拠点として、各地域の特性に応じた拠点づくり(食と農など)を進めており、これに呼応する個別的な商業立地の相談もあり、地域経済力の向上や雇用の場の確保に向けて有効な土地利用として大規模集客施設の立地を進めたいが、市街化調整区域への商業機能の誘導(市街化区域編入)は難しく、準工業地域については、中心市街地の活性化を図るための基本的な方針において大規模集客施設の立地制限を条件に基本計画の認定を行うこととされていることにより、立地誘導の足かせとなっている。

制度改革による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

人口減少対策や雇用の確保、地域経済力の向上、税収入の確保。

根拠法令等

中心市街地の活性化に関する法律第9条第10項

中心市街地の活性化を図るための基本的な方針第2章3基本計画の認定基準①

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高崎市、倉敷市

—

各府省からの第1次回答

「中心市街地の活性化を図るための基本的な方針」(平成18年9月8日閣議決定)においては、「準工業地域は多様な用途を許容する地域であるが、地方都市において、準工業地域に大規模集客施設(劇場、映画館、店舗、飲食店等に供する部分の床面積が一万平方メートルを超えるもの)が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいと考えられることから、三大都市圏及び政令指定都市以外の地方都市においては、特別用途地区等の活用により準工業地域における大規模集客施設の立地の制限が行われる場合について、基本計画の認定を行う」とされている。

これは、相当数の小売業者が集積し、都市機能が相当程度集積する中心市街地を活性化させるという法律の目的を達成するために、市町村が作成する基本計画を認定するに当たり必要な要件であると考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

中心市街地の活性化に関する法律(以下「法」という。)が直近では平成26年に改正され、約10年が経過する中、本市では、その間にも法に基づく計画の認定を内閣総理大臣より受け、コンパクトシティによる中心市街地活性化に向けたまちづくりを進めている。

中心市街地を都市拠点として、コンパクトシティ化を進めることは重要だが、一方で、各地域の生活圏としての持続性も必須であり、都市のプラットフォームとして、中心市街地を核とした拠点集約型のまちづくりによる持続可能な都市づくりが必要である。

このことから、人口減少対策は待ったなしの状況下であることに鑑み、法第15条第1項に基づき設置する、外部有識者で組織する協議会の同意はもとより、中心市街地における地域商業等に影響を及ぼすものでないと、総合的に市が判断する場合は、準工業地域における大規模集客施設の立地を認めることについて、引き続き規制の見直しを求める。また、法改正後の施行状況を踏まえた今後の取組のあり方を見直し、地域の実情に応じた制限の緩和について検討を求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方都市において、準工業地域に大規模集客施設が立地した場合、中心市街地の活性化への影響が大きいことは第1次回答で記載したとおりである。

「中心市街地の活性化に関する法律」(平成10年法律第92号)第15条に規定する協議会については、中心市街地活性化を図るため、地権者や地域住民等の多様な主体が参画し、活発な議論を交わしつつ、それぞれが相互に連携し、共通の理念の下に主体的かつ積極的に取り組むことが重要であるという考え方の下、中心市街地の活性化を推進する上で中心的な役割を担うものと言える。

しかしながら、それを踏まえた上でも、準工業地域への大規模集客施設の立地の可否については、現行の全国統一的なルールの下での運用から、貴市の提案のように、個別に市町村が総合的に判断するものへと移行する場合、市域内の中心市街地の地域商業等のみならず、近接する市町村に対する影響も考慮すべきものと考えられることから、ご指摘の点については慎重に判断すべきと考える。

なお、歴史的背景を有する複数拠点によるまちづくりについては、基本方針において示しているとおり、中心市街地は、各種施策の効果的かつ効率的な投資という観点から原則として一市町村に一区域として設定されること、一方で、市町村合併等により中心的な拠点が複数あり、複数の拠点が相互に連携し、適切な役割分担を図りつつ総合的かつ一体的に活性化を図ることが必要と考えられる場合には、地域の実情を十分に勘案した上で、複数の拠点を一体の区域とみなすことも可能としているところである。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

優良田園住宅建設計画の認定に係る都道府県知事との協議の廃止

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとする際に義務付けられている、優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項に基づく都道府県知事との協議を廃止すること。

具体的な支障事例

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(以下「法」という。)第3条第4項により、市町村が優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めようとするときは、都道府県知事との協議が義務付けられている。また、法第4条第4項により、市町村が優良田園住宅建設計画を認定しようとするときも、基本方針の策定時と同様に都道府県知事との協議が義務付けられている。

当市においては、基本方針の策定に当たり、対象とするエリアや求められる優良田園住宅像など、詳細な規定も含め都道府県知事と十分に協議を行っている。優良田園住宅建設計画の認定に際しては、都道府県知事との協議を経て策定された基本方針への適合性を中心に審査するため、改めて都道府県知事に協議する必要はなく、協議は実態として形骸化している(都道府県からの意見は形式修正のみである)。当該協議には2か月から3か月の期間を要するなど、申請者に不利益が生じているほか、都道府県及び市町村の事務負担も生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

優良田園住宅建設計画の認定までの期間が短縮されることで、優良田園住宅の建設の促進が期待されるとともに、協議に係る都道府県及び市町村の事務負担が軽減される。

根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律第4条第4項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

—

各府省からの第1次回答

優良田園住宅建設計画(建設計画)に関する都道府県知事との協議については、以下の理由から必要であると

考えている。

<協議を経ることによって手続の迅速化等が可能となること>

優良田園住宅法第5条では、都道府県知事等は、認定を受けた建設計画に従って優良田園住宅の用に供するため農地法や都市計画法の規定による許可等の処分を求められたときは、適切な配慮をするものとされている。具体的には、農地法に基づく転用許可や、都市計画法に基づく開発許可の手続の迅速化等の配慮がなされることになる。これは、建設計画の認定に当たり、事前に都道府県知事等との協議を経ていることにより可能となるものである。

<基本方針と建設計画に係る協議の観点はそれぞれ異なること>

優良田園住宅の建設の促進に関する基本方針については、都市計画や農業振興地域整備計画等との調和の観点からこれらの計画との整合性を確保するために実施するものであり、その内容は、個々の土地を定める即地的なものとなっていない。他方、建設計画については、各申請者が作成する具体的建設計画に関して、都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点による土地の所在等の妥当性を個別具体的に判断しているものであり、市町村が策定する基本方針の協議とは内容を異にするものであり、改めて協議を行う必要がある。(なお、都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。)

なお、都道府県知事との協議が廃止された場合、

① 都市計画法については

開発許可の事務に関する権限の移譲を受けていない市町村においては、開発許可権者である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、事業者の優良田園住宅の建設事業に多大な支障が生じる恐れがあること

② 農振法や農地法については

農地転用許可権者等である都道府県知事が事前に個々の建設計画について審査する機会が失われることになり、優良田園法第5条による手続の迅速化等の配慮を受けることができず、建設計画認定の後に農用地区域からの除外や農地転用の可否の判断が行われることになり、優良農地の保全・確保に多大な支障が生じるとともに、事業者の優良田園住宅の建設事業にも多大な支障が生じる恐れがあること、また、都道府県知事との協議を経て認定を受けた計画に従い、優良田園住宅に供する土地については、農用地区域からの除外や農地転用が原則不許可となる第1種農地についての転用が可能となるなど優良田園住宅の建設に配慮しているところであるが、仮に都道府県知事との協議の仕組みが廃止された場合、これらの特例の仕組みにも影響が生じ、必要となる用地の確保の観点からも支障が生じるものと考えられることから一律に廃止することは難しい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

実務上、申請者は建設計画の作成と同時に都市計画法等の手続についても関係課と事前に調整し、それらの許可の見込みを得た上で建設計画を提出していることから、建設計画認定時の協議を都市計画法等の許可の事前審査に位置付けているという指摘は実態に見合っていない。さらに言えば、「建設計画認定時の協議」と「都市計画法等の許可に係る手続」は実質的に重複していることになる。

また、平成10年7月15日付け共同局長通知によれば、基本方針策定時と建設計画認定時の協議の観点は概ね同様であることに加え、基本方針における対象エリア内には将来的に優良田園住宅が建設されることが都道府県においても当然想定されていることから、当該エリア内における即地的な個別具体の判断は、基本方針に適合するか否かの市町村の判断に委ねても差し支えないと考える。当市の実態としても、建設計画認定時の協議は、基本方針への適合性の審査に終始しており、都道府県から「都市計画等に基づく適正な土地利用や優良農地の保全・確保の観点」からの意見等が出されることがない。

なお、第1次回答において、「都市計画法上の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市等の場合においては、本協議は要しないものと考えられる。」と記載があるが、当市のように都市計画法の開発許可や農地法の農地転用の権限移譲を受けている市町村においては協議を不要とするなどの例外規定を設けることも可能ではないかと考える。

以上のとおり、地方自治体の事務負担軽減等の観点から、実態に即した制度の見直しを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、一律の廃止ではなくとも、重複部分に関する協議のあり方等、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

以下の市町村(①から③)においては、都市計画等との調和の観点から見ても、建設計画の認定に当たり、都道府県知事と協議する必要はないのではないか。

①自ら開発審査会を設置している政令指定都市等

②都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例により建設計画に基づく開発行為を開発審査会の議を経ずに自ら許可することとしている事務処理市町村

③都道府県が優良田園住宅の建設に係る開発行為を開発審査会の包括承認基準としていることにより、開発審査会の議を経たものとして自ら許可することができる当該都道府県内の事務処理市町村

さらに、こうした政令指定都市等(①)及び事務処理市町村(②又は③)が、提案団体のように、基本方針において農用地区域を優良田園住宅の対象区域から除き、かつ、農地転用許可の権限移譲を受けている場合は、農地の保全の観点から見ても、建設計画の認定に当たって都道府県知事と協議する必要はなくなると考えてよいか。

各府省からの第2次回答

(回答全文については別紙を参照されたい。)

①建設計画の認定手続を合理的に進めること

都市計画法、農地法及び農振法いずれの観点においても、都道府県との協議を一律に不要とすることは困難である。

しかしながら、都市計画法の観点からは、建設計画の認定市町村が、開発許可権限を有する政令指定都市、中核市、施行時特例市の場合は、都道府県が事前に開発許可基準への適合性を審査する必要性がないことから、都道府県が開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。

また、開発許可権者である地方自治体が、建設計画に基づいて行われる開発行為について、都市計画法第34条第11号又は同条第12号に基づき条例に区域等を定めている場合や、開発審査会において包括承認基準(あらかじめ一定のものについて開発審査会における議を経たものとし、具体の申請に係る処理については事後の報告で足りるものとする等の基準)を定めている場合についても同様と考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

さらに、農地法・農振法の観点からは、建設計画の認定市町村が、指定市町村や条例移譲により転用許可の権限が移譲されている市町村であり、建設計画に含まれる農地が農用地区域外の第2種又は第3種農地であって、4ha以下である場合、都道府県の開発許可担当部局との調整は必ずしも必要ではないと考えられる。そのため、これらの旨を周知することで手続の簡素化が図れないか検討してまいりたい。

②建設計画の認定手続について、基本方針と重複するものは省略するなど負担感を軽減するような工夫を行うこと

建設計画は建設事業者が定める具体的な事業計画であり、優良田園住宅の建設に関して基本的な考え方を市町村が定めた基本方針とは重複しない。特に、農地転用や開発許可等の判断に必要な土地の区域や周辺の土地利用の状況の粒度が基本方針と建設計画とは大きく異なり、都道府県知事との協議を省略することは困難である。

しかしながら、都道府県及び市町村の負担軽減を図ることは必要と考えており、農振法や農地法との調整を定めた通知において県協議の際に市町村に作成・添付を求めている書類の簡素化(例えば、基本方針や建設計画を参照すれば確認できる事項の記載の省略など)を図ることとしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【農林水産省(9)】【国土交通省(15)】

優良田園住宅の建設の促進に関する法律(平10法41)

優良田園住宅建設計画(以下この事項において「建設計画」という。)の認定(4条)に係る手続については、地方公共団体の事務負担を軽減するため、以下の措置を講ずる。

・建設計画の認定に係る都道府県知事との協議(同条4項)については、優良農地の保全や都市計画等に基づく適正な土地利用の確保の観点から一定の要件を満たす場合は、協議手続の簡素化等が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

・優良田園住宅を建設しようとする土地が農用地区域(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)8条2項1号)外の農地である場合には、建設計画の認定、農地転用許可(農地法(昭27法229)4条及び5条)及び開発許可(都市計画法(昭43法100)29条)の手続を並行して進めることにより、優良田園住宅が建設されるまでの期間の短縮が可能である旨を明確化し、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

85

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

優良田園住宅に係る敷地面積並びに建ぺい率及び容積率要件の緩和を可能とすること

提案団体

藤枝市

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条及び第2条を改正し、市町村の策定する優良田園住宅建設の促進に関する基本方針や条例において、地域の実情に応じて優良田園住宅の要件の緩和を可能とすること。

具体的な支障事例

優良田園住宅の要件である敷地面積や建ぺい率・容積率は、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令により全国一律の基準が設けられているが、地域の実情に応じた緩和が必要である。特に敷地面積 300 平方メートル以上とされる基準については、比較的地価の高い地方部の場合、住宅建設ニーズの高い子育て世代にとっては基準を満たす土地が手を出しづらい高額なものとなっており、優良田園住宅の建設が進まない状況にある。

地価や敷地面積の広さなどは、地域特性に大きく左右されるものであることから、地域の実情に応じ柔軟な対応が必要であり、必ずしも全国一律の基準である必要はないと考える。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

優良田園住宅の建設が促進されるとともに、特に住宅建設ニーズの高い子育て世代の住宅取得の促進につながることを期待される。

根拠法令等

優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令第1条、第2条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第1次回答

優良田園住宅の建設の促進に関する法律は、同法第1条に定めのあるとおり、「潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅」の建設を促進することを目的としている。

こうした生活を営むための必要な良好な居住環境の確保のため、小規模な敷地に空間的に余裕のない住宅が

建築されることのないよう、田園居住にふさわしい優れた住環境の形成・保護を図るための形態に関する要件として、施行令において、敷地面積の最低限度、建ぺい率及び容積率の最高限度、階数の最高限度を定めている。

これら要件は、「潤いのある豊かな生活」の確保のため、平均以上の住宅の質を担保する観点から、最低限必要な条件を全国一律の基準で定めているのであって、地域によって要件を緩和することは法目的に照らして適当でないとする。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

法第1条は、「多様な生活様式」への対応が求められているとも規定する。地域差が存在する中では、全国一律の基準ではなく、むしろ地域の実情を踏まえて決められる基準こそ、「潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅」の要件として最低限必要なものとする。

優良田園住宅の敷地面積要件は300平方メートル(約90坪)とされているが、当市の一般的な住宅の敷地面積は約50坪である。50坪であれば一般的な住居に加え、駐車場(2台)や庭の確保も可能であることから、都心部と比較すれば十分に法目的に合致した優良田園住宅の建設が可能であるとする。さらに、例えば敷地面積の要件を70坪程度とすれば、庭に加えて十分な広さの家庭菜園等も設置可能となり、理想的な優良田園住宅の建設が可能となると考える。

また、当市では優良田園住宅対象エリア内への子育て世帯の移住定住を推進しているところ、当市周辺での子育て世帯が希望する住宅地の購入価格帯は、1,000万円～1,200万円までが最も多いが、当市の優良田園住宅で宅地分譲を行っている物件の価格は1,700万円台となっている。そのため、当市における優良田園住宅は、敷地は広いものの子育て世帯が希望する価格帯よりも500万円程度高額なものとなっている。

以上により、「潤いのある豊かな生活」の確保のため、平均以上の住宅の質を担保する観点から最低限必要な条件に鑑みると、現行の全国一律の要件は、地域によっては「最低限必要な条件」ではなく、「十二分な条件」となっており、それが全国的にも優良田園住宅の建設が進まない要因となっていると考えられることから、地域の実情に応じた要件の緩和を可能とすることを求める。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

(回答全文については別紙を参照されたい。)

建蔽率及び容積率については、稠密な市街地に比して、ゆとりのある優良な田園環境を損なわせないために十分な空地率を確保するための最低限の基準としており、緩和することは困難である。また、敷地面積についても、優良な住宅としての基準という点で、統計的に見ても全国平均を下回らない妥当な数値であることなどから、緩和することは困難である。

なお、市街化調整区域は都市計画法第7条において、市街化を抑制すべき区域とされている。ご提案のような市町村における住宅課題への対応を企図し、農山村地域、都市の近郊等の市街化調整区域における住宅建設を可能とするために、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の活用のほか、関係法令に則る形で開発行為及び建築行為を認めているような事例もあると承知している。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

99

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

宅地建物取引業者の事業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化

提案団体

京都府

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

宅地建物取引業者に係る事業者名簿や申請書類等の閲覧制度について、インターネット閲覧の対象から個人情報が含まれる書類を除くなどの簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】

現在、政府全体でデジタル化の検討が進められており、今般、宅地建物取引業法第10条に基づく宅地建物取引業者名簿等(以下「業者名簿等」という。)の閲覧についても、インターネットでの閲覧を可能とする方針が国土交通省から示されている。

【支障事例】

当府では、業者名簿等の閲覧請求が、コロナ以前は年間900件程度、コロナ以降も600件程度あるところ、現在は、閲覧所に保管している業者名簿等を紙媒体で申請者に閲覧させているが、インターネットでの閲覧となる場合は、業者名簿等を全てデジタル(PDF形式等)に置き換える必要があるため、直ちに対応することは事務負担が大きく、非常に困難である。

また、業者名簿等には、個人のプライバシー情報が含まれるものもあり、インターネットでの閲覧が可能となる場合、プライバシー保護の観点からも課題があるとともに、これらの情報をマスキングする事務負担も膨大となる恐れがある。

以上により、業者名簿等の閲覧対象書類については、その全てを閲覧させるのではなく、個人情報が含まれる書類を除くなど、簡素化・合理化が必要と考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

今後のインターネットでの閲覧対応における職員の事務負担の軽減が期待され、本来行政に求められる役割である宅地建物取引業者への監督・指導に注力することが可能となり、行政の効率化が図られる。

根拠法令等

宅地建物取引業法第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

奈良県、徳島県、高知県

○当県では、提案団体と同様、紙媒体の業者名簿等の閲覧を行っていることから、インターネット閲覧の実施に

あたっては文書の電子化が課題となる。宅地建物取引業免許事務等処理システム(宅建システム)を活用して容易に電子化が図られるようにするなど、閲覧文書の簡素化等が必要と考える。
○個人情報が含まれている名簿等を、インターネット閲覧することは、不特定多数の者への流出や不適正な利用等のおそれがある。プライバシー保護の観点から、閲覧に供する書類の簡素化・合理化が必要と考える。

各府省からの第1次回答

宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧については、「デジタル原則を踏まえたアナログ規制の見直しに係る工程表」(令和4年12月デジタル臨時行政調査会)において、閲覧のデジタル完結を基本とするための見直しを令和6年6月までに行うこととされている。
具体的には、「アナログ的規制のうちプライバシーへの配慮が必要と指摘される条項に関する見直しの基本的な方針」(デジタル臨時行政調査会事務局策定)に沿って、アナログで閲覧できる情報と同じ情報をデジタルでも閲覧できるようにするという原則の下、必要な情報を閲覧可能とすることによって得られる公共の利益と個人のプライバシーの保護とのバランスを図るため、閲覧対象項目の見直しの検討を進めているところ。
提案の内容を踏まえ、上記方針に加え、免許行政庁の事務負担の軽減や行政の効率化にも留意しながら、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について、検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

宅地建物取引業法において、宅建業者と取引する相手方や取引の関係者が、当該宅建業者の免許の有無、事業規模等を把握し、適切な宅建業者を選定することができるよう、宅地建物取引業者名簿や免許に係る申請書類等を一般の閲覧に供することとされている。
一方で、国内でも年々プライバシーに対する意識が高まっており、個人の権利利益を保護するため個人情報の保護が求められているが、現在の申請書類等には個人情報や企業の内部情報が多数含まれており、このままデジタルで閲覧できるようにした場合、これらの情報が不特定多数に流布するおそれがある。
さらに現状申請書類等は全て紙媒体で一般の閲覧に供しているが、デジタル閲覧に対応するためにはこれらの書類の電子化が必要となり、数千件に及ぶ申請書類を直ちに電子化し、随時メンテナンスしていくことは免許行政庁の事務負担が大きい。このため、閲覧規定の趣旨を踏まえつつ、免許の審査に用いる申請書類等で、閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられるものについても、免許行政庁の事務負担を考慮し、閲覧対象書類から除外、合理化を図っても差し支えないのではないかと考える。
また、業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類の簡素化・合理化について検討いただけるとのことであるが、今後どのような手続やスケジュールを考えられているのか、御教示いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

第1次ヒアリングにおいて、提案内容に沿った対応をする方向で検討したいとの説明があったが、プライバシー等の保護やデジタル化に係る事務負担など地方自治体の意見も踏まえながら、閲覧対象書類の簡素化について速やかに検討を進めていただきたい。
閲覧希望者の業者選定に影響を与えないと考えられる書類についても、閲覧対象書類から除外・合理化を図っても差し支えないのではないかと考える。

各府省からの第2次回答

宅地建物取引業法に基づく業者名簿等の閲覧制度に係る対象書類について、提案団体や専門部会からのご意見等も念頭に、閲覧希望者による業者選定への影響を踏まえて閲覧対象から除外する書類を検討するなど、必要な見直しを行う方向で検討してまいります。
現在、国土交通省において、有識者や業界団体、地方自治体等の意見を聴取しながら検討を進めているところ

であり、年内に結論を得たうえで、必要な法令改正を行うこととしたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(6) 宅地建物取引業法(昭27法176)

宅地建物取引業者名簿等の閲覧(10条)については、閲覧制度のデジタル化に伴い、プライバシーの保護及び都道府県の事務負担の軽減のため、閲覧に係る対象書類に関し、当該制度の趣旨を踏まえつつ、プライバシー情報に当たるものを除外し、かつ、閲覧希望者による宅地建物取引業者の選定に支障が生じない範囲内で合理化する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

107

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

建設業許可申請に係る納税情報の連携を可能とし納税証明書の添付を不要とすること

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

- ①建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおける都道府県知事への建設業の許可申請及び毎事業年度経過後の書類提出について、当該システムの連携機能を用いて都道府県事業税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となる機能を早期に実装する。
- ②上記の機能が実装されるまでの当面の措置として、都道府県独自の納税情報に係る情報連携体制が構築されている場合には、都道府県知事への許可申請等に係る事業税の納税証明書の添付を省略可能とする。

具体的な支障事例

【現状】

建設業法による建設業許可事務において、令和5年1月10日より建設業許可・経営事項審査電子申請システムによる電子申請の受付を開始した。当該システムは国土交通省が開発し、地方整備局及び都道府県が利用している。

申請者の利便性を高めるため、建設業に係る国土交通大臣許可を当該システムから申請する場合は、国税庁システムとの情報連携機能を用いて法人税及び所得税の納税情報を取得することで、納税情報を自動添付することが可能となっている。一方、都道府県知事許可の場合、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象となっておらず、納税証明書の提出が必要となっている。

【支障事例】

当県における納税証明書の提出が必要な建設業許可に係る申請件数(令和4年度中)は1,001件となっており、毎事業年度経過後の書類提出の件数は21,685件となっている。その都度納税証明書の提出が必要となっているため、申請者にとっては、納税証明書の交付を受けた上で別途建設業許可の申請等を行うこととなり、負担となっている。また、当県にとっては、納税証明書を交付する事務が負担となっている。

また、県税納税情報に係る当県独自の情報連携体制の活用を検討しており、許可申請等の際に納税証明書の添付自体を省略し、申請者の同意を得た上で申請後に職員が独自の情報連携システムにより申請者の納税情報を確認及び審査する形を想定しているが、現行規定では添付の省略を可能とする告示等がなく、納税証明書の添付を不要とすることができない。

【参考】

当県では、「行政手続きのワンストップ化を阻害する規則等の見直し」の一環として、納税情報のバックオフィス連携による納税証明書の添付省略を目指している。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

提案の実現により、行政事務の効率化並びに申請者の負担軽減及び利便性向上に繋がる。

根拠法令等

建設業法第6条第1項第6号、第11条第2項
建設業法施行規則第4条第1項第15号、同条第3項、第10条第1項第4号
電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件(令和4年12月28日付け国土交通省告示第1302号)
情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第6条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、長野県、大阪府、兵庫県、高知県

○当府においては、令和5年4月1日以降、建設業許可・経営事項審査電子申請システムの利用を開始した。他都道府県と同様に、法人事業税及び個人事業税の納税情報が情報連携の対象になっておらず、また、納税証明書の添付を不要とする規定等も存在しないところである。そのため、申請者及び行政庁側の事務負担があるものの、建設業許可申請において、引き続き交付を受けた納税証明書の提出を義務付けている。

各府省からの第1次回答

①の実施については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムと埼玉県の納税情報に関するシステムの連携が必要となることから、これらのシステムの連携に係る費用及び効果等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。
一方で、②の実施については、埼玉県における納税情報の連携体制の準備状況等を踏まえ、「電子情報処理組織を使用して建設業の許可を申請する場合に提出を省略することができる書面又は書類を定める件」(令和4年国土交通省告示第1302号)の改正について、前向きに検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①について、貴省 HP 資料「建設業許可等電子申請システムの概要(令和4年10月時点)」によれば、都道府県事業税の連携予定時期が「調整中」となっていることから、調整状況も含め、連携予定時期等の具体的なスケジュールを御教示いただきたい。なお、実現すれば申請者の負担軽減及び利便性向上に大幅に資することができることから、ぜひ前向きに御検討いただきたい。
②について、前向きに御検討いただけるとのこと、感謝申し上げます。早期の支障解消に向け、検討の内容及びスケジュールについてもお示しいただきたい。なお、本提案は許可申請に係る事業税の納税証明書のほか、毎事業年度後の書類提出に係る事業税の納税証明書についても添付の省略を可能とするよう求めるものであることから、こちらも併せて御検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
住民サービスの向上のため、国と都道府県における柔軟な協働・連携を通じて、都道府県税納税情報といった都道府県が保有するリソースを有効かつ効率的に活用できるよう、提案の実現に向けた積極的な検討を求めらる。

各府省からの第2次回答

①の実施については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムと埼玉県の納税情報に関するシステムの連携が必要となることから、これらのシステムの連携に係る費用及び効果等を踏まえ、慎重に検討してまいりたい。なお、令和5年中には埼玉県の担当者とシステム連携について打ち合わせの場を設けさせていただきたい。
②については、提案の実現に向けて検討してまいりたいが、建設業の許可申請時、毎事業年度経過後の書類提出時における事業税の納税証明書の添付省略については法令改正等が必要になるため、埼玉県における納税情報に係る連絡体制の進捗状況についてご教示いただきたい。スケジュールも含め埼玉県とは綿密に連携し

提案の実現に向けて検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(1)建設業法(昭24法100)

建設業の許可申請(3条)及び毎事業年度経過後の書類提出(11条2項)における事業税の納税証明書の添付については、建設業許可・経営事項審査電子申請システムにおいて当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう都道府県の納税情報との連携を検討し、令和6年中に結論を得る。また、都道府県が納税情報を内部利用することが可能である場合に当該納税証明書の添付の省略が可能となるよう、省令の改正等について検討し、令和6年中に結論を得る。これらの結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

108

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査のオンライン化

提案団体

埼玉県、新潟県、岐阜県、沖縄県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査において、オンライン調査を導入すること。

具体的な支障事例

調査対象の工種で実際に使用する機械、材料、施工状況の写真及び作業日報等を回答するためには、施工業者への確認が必要であることから、当該調査の一部は、施工業者に回答の作成を依頼(委託)しているところ、国が配布するエクセル様式等に度々修正が発生する場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならないため、回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率な事務を強いられている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

行政のオンライン化が促進され、行政事務の効率化及び施工業者の負担軽減につながる。

根拠法令等

令和4年度施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の協力について(依頼)(令和4年4月8日国総公第4号国土交通省総合政策局公共事業企画調整課長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

茨城県、石川県、浜松市、京都府、兵庫県、奈良県、吉野川市、高知県

○調査要領等の周知、調査依頼、回答の収集及び取りまとめ、調査内容の確認等について、国⇄県(本庁)⇄外部委託先(回答の収集及び取りまとめ)⇄県(出先事務所)⇄受注者(業者)の流れで行い、取り扱うデータ容量も大きいものがあることから非効率な状況である。また、当県では、調査回答の収集及び取りまとめを外部委託していることから、行政事務の効率化と経費削減を図るため、オンライン調査の導入を希望する。

○調査表エクセル様式等の当初配布、また、修正が発生した場合や追加調査が必要な場合など、その都度メール(データ容量が大きい場合には、大容量ファイル交換用システム)により施工業者に連絡しなければならないため、非効率な事務を強いられている。

○調査票の変更が発生した際に、その都度施工業者に連絡し回答作成の依頼や回答の取りまとめを行う際に非効率と感じる。また、国土交通省に調査票を提出する際にも、データ容量が大きくなり分割して提出しなければならない

らない場面もある。オンラインシステムでのやり取りが可能になれば、地方整備局担当者が調査票の提出状況の把握やとりまとめも効率的になるのではと考える。

各府省からの第1次回答

ご指摘の施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査の調査協力における支障事例について、作業の負担軽減につながるよう、地方公共団体の意見を踏まえ、引き続き、調査要領等の周知、調査依頼、回答の収集及び取りまとめ事務の改善等に努めて参ります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答では、当県が求めている施工合理化調査等のオンライン化についての言及がないが、オンライン化に係る検討を確実に行っていただき、オンライン化が実現する可能性の有無も含めて、事務の改善の内容を具体的にお示しいただきたい。

なお、公共事業労務費調査ではオンライン調査の試行が始まっており、オンラインにより書類の提出や確認等が行われているが、施工合理化調査等についても同様にオンライン化が実現すれば、支障となっている「回答用エクセル様式等に修正が発生する場合や追加調査が必要な場合、それらを施工業者に連絡する業務や照会・回答の取りまとめを行う事務」の省力化・効率化が図られると考えている。

公共事業労務費調査におけるオンライン調査の試行で得られた知見を活かし、施工合理化調査等においてもオンライン化をぜひ実現していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査のオンライン化について、システム化のための設計実施や費用対効果等の観点から即時には困難だが、クラウドサービス等を活用した受け渡し面の改善について検討してまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(20)施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査
施工合理化調査、施工形態動向調査、施工状況モニタリング調査及び公共工事機械設備共同調査については、施工業者及び地方公共団体の事務負担を軽減するため、オンライン調査の導入の可否も含め、調査の運用の改善を図る方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

118

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供及び法解釈の明確化

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住宅宿泊事業法の施行状況の検討を踏まえた適切な情報提供を行うこと、及び同法における宿泊日の要件などの解釈が曖昧な点を明確化すること

具体的な支障事例

住宅宿泊事業法は、制定時の附則第4条において「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」とされているが、法施行後4年が経過した現在でも、法律の施行状況の検討に関する情報が発せられていない。

また、住宅宿泊事業法では、人を宿泊させる日数は年間で180日が上限となっている。この日数の算定に関する考え方について、予約当初の宿泊予定日数よりも実際の宿泊日数が短かったにもかかわらず短縮分の返金がなされなかったケースにおいて、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)では、「人が実際に宿泊した日数」と「宿泊料を受けた日数」とのどちらかを基準として宿泊日数としてみなすのか不明確である。この点に限らず、ガイドライン等の更新が令和3年9月を最後に行われていないため、不明点が生じる度に国に確認する必要があり、業務が煩雑となっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務の効率化等

根拠法令等

住宅宿泊事業法第2条第3項

住宅宿泊事業法施行令

住宅宿泊事業法施行規則

住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)

住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について(平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、茨城県、相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県

—

各府省からの第1次回答

住宅宿泊事業法附則の検討条項は、制定当時、訪日外国人旅行者の急増や、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催などに伴い、安全面・衛生面での諸課題等が想定されたことから、法施行後3年が経過した場合に検討を加え、必要と認められるときには必要な措置を講じる旨、規定されたものである。しかしながら、コロナによる感染拡大の影響等により、法施行時に想定していた状況とは大きく異なる状況となったことから、まずは、インバウンドの回復状況や、コロナ後における諸課題について実態把握に努めることとしており、今後、地方自治体に対しても、こうした情報提供に努めていく。

また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)については、関係省庁等との協議の上、宿泊日数の算定方式を含め、改正の必要が認められる箇所について検討を行う。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

地方自治体側で条例制定、改廃等を行う場合には、法改正等のスケジュールに大きく左右されるため、検討に着手する時期も含め、スケジュールや検討状況について地方自治体に随時情報提供を行っていただきたい。

関係自治体連絡会議時に、多くの地方自治体から法解釈について質問があったように、多くの地方自治体で同様の悩みを抱えていることが推察されることから、早期に住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正に取り組み、法解釈の曖昧な点を明確にしていきたい。また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正内容について検討いただく際には、社会情勢の変化に起因する支障事例や関係省庁からの意見のみでなく、地方自治体から法施行時より問合せがある部分についても、地方自治体側の意見を踏まえて、検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

法施行状況における実態把握や検討を加える等の進捗状況については、随時、情報提供に努めていく。

また、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正にあたっては、法施行時から照会の多い内容を踏まえた見直しを行うとともに、関係省庁や地方自治体等からもご意見を伺いながら、改正内容を検討し、早期の改正を目指す。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】
住宅宿泊事業法(平29法65)
「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

139

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

既存の計画を離島振興計画と位置付けることを可能とすること等

提案団体

広島県、宮城県、愛媛県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

離島振興計画の記載事項を全て包含する他の計画を既に策定している場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることができるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。
既存計画が離島振興計画の記載事項を全て包含していない場合には、当該記載事項を別に取りまとめることにより記載事項を充足することが可能となるように法令上の対応をし、又は運用を見直す。

具体的な支障事例

【現行制度について】

離島振興法により、離島振興対策実施地域の関係都道府県は、離島振興計画を定めるよう努めるものとされている。

なお、離島振興計画の策定は、離島振興法上義務ではなく努力義務とされているものの、計画を策定しない場合、補助金の嵩上げが適用されない(社会資本整備交付金)又は補助金が交付されない(離島活性化交付金)ほか、企業誘致等に向けた課税免除が適用できないことから、事実上策定義務があるのと同等の状態となっている。

【支障事例・制度改正の必要性】

当県は県中山間地域振興条例に基づき県中山間地域振興計画を策定しているところ、当県において離島振興計画の対象となる離島地域は全て中山間地域に含まれることから、離島振興計画に記載する離島地域の振興施策については県中山間地域振興計画において定めており、両計画の内容は重複している。

当県においては、離島振興計画策定に7か月を要し(個別の策定作業別に分けると、指定群島別の市町計画の調整作業に3か月、計画総論部分に対する県関係局等との調整に3か月、全体調整に1か月を要した)、既存の計画である県中山間地域振興計画と内容が重複する離島振興計画の策定・変更に関する事務負担が、当県及び当県に属する市町において発生しており、非効率な計画策定事務となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

既存計画を活用することにより、離島振興計画の策定・変更に係る都道府県・市町村双方の事務負担が軽減する。

計画の策定・変更手続の負担が軽減された分を、離島振興に係る具体的な施策に充てることにより、離島地域の振興・住民サービスの向上に繋げることができる。

根拠法令等

離島振興法第4条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

島根県、高知県

○当県においても、現行の離島振興計画に記載する振興施策は、まちひとしごと創生総合戦略のほか、産業振興計画や健康長寿県構想、教育基本計画といった県の基本計画に規定する内容と重複しており、本提案の実現により、事務負担の大幅な軽減につながる。

各府省からの第1次回答

離島振興法（以下「法」という。）は、離島が他の地域に比較して厳しい自然的社会的条件にあることに鑑み、法の目的（離島の自立的発展の促進、島民の生活の安定及び福祉の向上、地域間の交流促進、離島の無人化や離島における著しい人口減少の防止、離島における定住の促進等）を達成するため、公共事業の補助率の嵩上げ、交付金等の交付など、離島の振興のための特別の措置を規定している。これらの特別の措置は、関係都道府県が作成する離島振興計画に基づく事業に対して講じられるものであり、特別の措置を受けようとするのであれば、離島の振興に必要とされる事業を明確化する上で、離島振興計画は作成される必要がある。離島振興計画を定める場合には、関係都道府県は、国が定める離島振興基本方針（以下「基本方針」という。）に基づき、離島振興対策実施地域（以下「離島地域」という。）について定めるとされている。前述のとおり、離島振興計画は、国が講じる特別の措置の根拠となるものであるから、国が定める離島振興基本方針に適合している必要があるほか、離島地域について定めるものであることから、離島地域ごとに置かれている地理的・自然的特性は異なることを踏まえ離島地域ごとの課題に即して立案されるべきものである。提案内容は、離島振興計画の記載事項が既存の他の計画の記載事項に含まれている場合には他の計画をもって離島振興計画の全部又は一部とすることを求めるものであるが、記載事項が重複していたとしても、その内容が離島振興基本方針に適合しているか、離島地域の課題に即したものであるかは、改めて検討される必要がある。単に計画の記載事項が重複していることをもって、離島振興計画とすることはできない。なお、法が規定する離島振興計画の作成プロセスは、主務大臣が定める基本方針に基づき、作成されること（法第4条第1項）、その作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求め（法第4条第5項）、また市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること（法第4条第8項）とされており、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

離島振興法第4条第1項及び第5項の立法趣旨を十分に踏まえ、それら規定に基づく法定プロセスである「国が定める離島振興基本方針との適合性」や「離島関係市町の意見の反映等」について、既存計画との内容確認等を適切に行うことを前提とした上での提案であり、自治体における条件不利地域の振興を効率的かつ効果的に図り、何よりも地域住民にわかりやすい振興方針（計画）づくりを行う観点から、今回の提案について、ご理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」（令和5年3月31日閣議決定）の趣旨を踏まえ、離島振興計画において内容の重複が見られる計画の策定については、地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となるよう見直しを行うこと。地域の実情に応じた柔軟な対応が可能である場合は、その旨を明確化し、十分な周知を行うこと。

【全国町村会】

提案団体の意向を踏まえ、適切な対応を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

計画策定等の見直しについては、効率的・効果的な計画行政の進め方を示した「ナビゲーション・ガイド」及び計

画行政の見直しの進め方を示した「経済財政運営と改革の基本方針 2023」に基づいて、地方からの提案が最大限実現するよう前向きに対応いただきたい。

第1次ヒアリングにおいて、離島振興基本方針に適合し、離島地域の住民の意見を反映した計画が、既存の計画として存在する場合には、当該計画を離島振興計画と位置付けることに問題はないとの発言があった。その旨を通知等で明確にし、周知すべきではないか。

既存の計画と離島振興計画として追加で記載が必要な事項を別に取りまとめたものをセットにすれば、離島振興計画として取り扱うべきではないか。

各府省からの第2次回答

離島振興法に定める作成プロセス(①主務大臣が定める基本方針に基づき作成されること、②作成にあたり、離島地域のある市町村に案の提出を求めること、③市町村は案の作成にあたり住民の意見を反映するために必要な措置を講ずること)に即して作成される限り、離島振興計画の作成過程において、他の計画を転載することを含め、どのような調整をとるかは、作成する都道府県に委ねられており、作成・調整過程の合理化は、現行においても可能であるが、改めて以下の内容について、令和5年度中に関係自治体に対し通知し、周知する。都道府県が、既存の計画に離島振興計画として必要十分な内容が含まれていると判断し、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、離島振興法に定める作成プロセスに即して策定されるのであれば、

- ・当該既存計画の関係部分を抜粋して離島振興計画として作成することは差し支えない。
- ・既存の計画に離島振興計画に必要な事項を追記する等により、作成することも差し支えない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【総務省(10)】【文部科学省(9)】【厚生労働省(18)】【農林水産省(6)】【経済産業省(2)】【国土交通省(7)】【環境省(1)】

離島振興法(昭28法72)

離島振興計画(4条)については、都道府県が定める他の計画に離島振興計画として必要な内容を含み、それが離島振興法の目的を達成するためのものであり、かつ、離島振興法に定める手続に即して策定される場合、当該他の計画のうち離島振興計画に該当する箇所を明らかにした上で離島振興計画として提出することが可能であることを明確化し、その運用に当たっての留意事項を含め、地方公共団体に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

140

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

地域再生エリアマネジメント負担金制度に係る事務の主体及び活動計画期間の見直し

提案団体

広島県、宮城県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

内閣府、国土交通省

求める措置の具体的内容

地域再生エリアマネジメント負担金制度における、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、受益者からの負担金の徴収及び活動主体への交付金の交付の事務については、活動エリアが複数の自治体の区域をまたがる場合には、地域の実情に応じて市町村以外にも都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となれるように要件の見直しを求める。
また、地域来訪者等利便増進活動計画については、5年を超える場合にも制度を活用できるよう、地域の実情に応じた計画期間を認める規定への見直しを求める。

具体的な支障事例

【事務主体について】

地域再生法では、地域来訪者等利便増進活動計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付については、「市町村」が実施主体と規定されている。

市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO が本制度を活用する場合、上記手続に係る意思決定について、活動エリア内の市町村ごとに議会の議決を得る必要があるなど、制度を運用するための手続が煩雑になり、実務上活用が困難となっている。

例えば、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県で「せとうち DMO」を形成し、観光振興に取り組んでいるが、活動エリアが複数県にまたがるため、本制度を導入することは実務上困難である。

【更新手続について】

地域再生法における地域来訪者等利便増進活動計画の計画期間については、「五年を超えないものに限る」とされており、5年を超える長期的な施策展開を行いたい場合には、少なくとも5年ごとに計画の作成と市町村長による認定及びそれに伴う議会の議決が必要があり、制度を活用するに当たっての負担が大きい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

地域の実情に即した制度運用が可能となり、広域の観光施策の展開が促進され、観光サービスの充実等につながる。

根拠法令等

地域再生法第5条第4項第6号、第17条の7第1項、第2項及び第9項、第17条の8第1項及び第2項、第17条の9第1項、地域再生エリアマネジメント負担金制度ガイドライン

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岡山県

—

各府省からの第1次回答

【事務主体について】

<現行制度の考え方>

地域再生エリアマネジメント負担金制度（以下「本制度」という。）は、事業者から公権力の行使により金銭を強制徴収する制度である点を踏まえ、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の範囲内でのみ負担金を徴収できる旨規定していることから、受益事業者の範囲及び利益の内容や程度が明確であることを要する。このため、受益事業者の利害関係が一致し、反対者を含めた負担金徴収の合理性が担保できる範囲として、①自然的経済的社会的に一体であって②事業者が集積している地域を導入対象としており、複数都道府県をまたぐ等の広域な地域での導入は想定されない。

また、エリアマネジメント活動は、一般的に集積した商業地等の特定のエリアを単位に、民間主体でまちづくり等を積極的に行う取組であり、活動地域の都市活動の実態を踏まえて行われるものであるところ、当該活動に係る活動計画の認定は、当該地域の都市計画等に関する知見や責任を有する主体が行うこととしている。

さらに、市町村が住民の日常生活に直結する事務処理を幅広く包括的に担う旨定めた地方自治法の考え方も踏まえ、本制度の事務主体は市町村としている。

なお、複数市町村が個々に活動計画の認定及び条例の制定を行い本制度を活用することも可能である。

<回答>

ご提示の支障事例は上記①・②の要件の充足が困難であると考えられ、その他の同趣旨の要望も確認されず、現段階では要件見直しの必要性が認められないと考える。

他方で、①・②を満たす区域で複数自治体にまたがり、かつ、その受益事業者の範囲及び利益の内容と程度を具体化できるエリアマネジメント活動をより具体的に提示されれば、対応の可否を検討し、結論を得ることとする。

【更新手続きについて】

<現行制度の考え方>

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、団体のガバナンス確保や、負担金負担者の権利保護の観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。このため、国内の類似した他制度も参考にし、計画期間の上限を設けている。

<回答>

計画期間について、何ら制限なく設定可能とすることは適当ではなく、ご提案の内容については対応が困難であると考ええる。

（別紙あり）

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【事業主体について】

せとうちDMOは、兵庫県、岡山県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、広島県の7県内でせとうちブランドの確立に向けた情報発信や魅力発信事業等を行い、来訪者・滞在者の利便性を高める活動に取り組んでいる団体である。同団体の活動のうち、来訪者・宿泊者の増加につながり、ホテル・旅館等がその利益を受ける情報発信系事業に対して、地域再生エリアマネジメント負担金制度を活用することを想定している。

しかしながら、現行制度では、複数の市町村域を越えたエリアで制度を導入する場合、情報発信事業の対象となる市町村ごとに、計画の認定、負担金条例の制定、負担金の徴収及び交付金の交付を行わなければならない、制度を活用するための手続きが煩雑である。

都道府県が主体となる制度事例として、宿泊税は都道府県単位での導入が可能であるほか、米国カリフォルニア州では、州全域でTID負担金として徴収された資金が州全体の観光振興財源として使用できるよう法が整備されている。

これらを踏まえ、改めて、都道府県又は地方公共団体の組合が事務主体となり手続き窓口を減らすことで、市町村域を越えて活動するエリアマネジメント団体が制度を活用しやすくなるよう、制度の見直しを検討いただきたい。

【更新の手続きについて】

一定期間ごとの活動の効果を検証することは必要であると認識しているが、その期間が必ずしも5年を上限とする必要はないのではないか。地域の実情に応じた期間を設定することについて、改めてご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

広域連携 DMO(市町村域及び県域をまたがるエリアをマネジメントする DMO)には、安定的な自主財源を確保するための法的枠組みがなく、安定的・継続的な運用を行うことが困難な状況を踏まえ、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

地方分権改革推進室と共に提案団体及びDMOに対して、立法事実について確認していただきたい。制度を運用するための手続きが複雑で、市町村の負担が大きい。活用事例が大阪市の1件のみであり、横展開が弱い。広域的に使えるようにすれば制度活用が進むということであれば、積極的に検討すべきではないか。行財政能力の高い都道府県が調整能力を発揮できる仕組みとする方が、制度展開が進むのではないか。「ナビゲーション・ガイド」では、計画期間について各地方公共団体の判断に委ねることを原則としており、また、例外的に計画期間を国が設定する場合は見直しのための期間を十分に確保すべきとされている。活動計画の計画期間が「5年を超えないもの」とするのは短すぎであり、地方自治体が裁量をもって期間設定をできるようにすべきではないか。

各府省からの第2次回答

【事務主体】

地域再生エリアマネジメント負担金制度は、3分の2以上の受益事業者の同意の下、エリアマネジメント活動により受けると見込まれる利益の限度において、負担金を強制徴収する制度である。このため、受益と負担の関係を明確にし、反対者からも負担金を徴収する合理性が担保できる範囲として、商店街や温泉街等を想定し、

①自然的経済的社会的条件からみて一体である地域であって、

②当該地域の(中略)事業者が集積している地域

を導入対象地域としている。

一方で、せとうち7県全域という広域では、提案団体及び DMO に対する確認の結果、本制度の本質である、受益事業者の範囲や利益の内容・程度が明確になっていないこと、また、提案団体のうち宮城県でも、具体的な支障事例は確認されていないことから、本制度を活用できるだけの具体的な受益事業者の範囲や利益の内容・程度が提示されるとともに、7県において連携して実施する体制や受益事業者の同意の確保の見通しが明らかとなった段階で改めて検討したい。

なお、本制度を活用する上で、受益算定のノウハウ不足が課題の一つであるため、各地のエリアマネジメント活動を対象とし、受益算定のケーススタディ調査を実施しており、今後も継続するとともに、制度活用に向けた伴走支援や周知等も引き続き行ってまいりたい。

【計画期間】

本制度は金銭の強制徴収を伴う点を踏まえ、活動計画については、市町村の関与の下、当該活動実施団体のガバナンスを確保し、反対していても強制的に徴収を受ける事業者の権利を保護する観点から、一定期間ごとに活動の効果を検証し、活動を継続する場合には新たな計画の認定を要することとするのが適当である。

このため、国内の類似した他制度も参考にし、5年という上限内で地域の実情に応じて計画期間を設定できるとしており、何ら制限なく計画期間を設定可能とすることは適当ではないと考えることに加え、提案団体及び DMO に対する確認の結果、5年を超える計画期間でなければ支障が生じる事業や事象が明らかとなっていないことから、将来的に具体的になった段階で、計画の終了後も活動を継続する場合に、受益事業者間で合意形成がなされていれば、計画の認定手続の簡素化を図ること等について、改めて検討したい。

なお、地方公共団体の事務負担は、活動計画の作成主体が民間のエリアマネジメント団体であるため、そもそも少ないものとなっている。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【内閣府】

(4) 地域再生法(平17法24)

(ii) 地域再生エリアマネジメント負担金制度(5条4項6号。以下この事項において「制度」という。)については、複数の市区町村にまたがる区域においてエリアマネジメント活動が行われる場合には、活動区域の市区町村で協働・連携し、連担した区域について地域再生計画を作成した上で、制度の活用が可能であることを、市区町村に令和5年度中にホームページで周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

144

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

10_運輸・交通

提案事項(事項名)

地域公共交通確保維持事業費補助金における補助系統の地域公共交通計画への位置付けを不要とする場合の明確化

提案団体

愛知県、美浜町、知多市、秋田県、高知県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

地域公共交通確保維持事業費補助金の補助要件である補助系統と地域公共交通計画との連動化に関して、補助系統の一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合であっても、補助対象として認められる「合理的理由」を事前に判断できるよう明確化することを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】

地域公共交通確保維持事業費補助金については、地域公共交通計画の作成及び計画における補助系統等の位置づけの補助要件化(計画制度と補助制度の連動化)がなされた。

複数市町村に跨る運行系統について、原則都道府県又は当該系統が跨る全ての市町村は当該系統を地域公共交通計画に位置付ける必要があるが、例外として一部沿線市町村の地域公共交通計画に位置付けない合理的理由がある場合には位置付けることを要しない。

この例外について、解説パンフレットにおいて、「当該市町村の区間が補助対象外となっている場合、当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合、当該市町村の住民の利用実態がない場合」等の例示があるが、その適用について都道府県や市町村が明確に判断できるものではない。

【支障事例】

「合理的理由」としてどのようなものが認められるのかが事前に都道府県や市町村が明確に判断できないため、自らが多額の経費と労力を費やして地域公共交通計画に位置付けたとしても他の沿線市町村が計画に位置付けていない場合、最終的に補助事業として認められるか見通しが立たず、地域公共交通計画への位置付けを躊躇し、補助対象から外れた路線が廃止されるといった事態を招くおそれがある。

当県において多いケースとしては、幹線系統であるコミュニティバスに係るもので、「一部沿線市町村において費用負担がなく、当該市町村住民の利用が少ないために計画未策定である場合」や、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」、計画未策定市町村の区域分も含む全区間が補助対象となるかが不明確である。両方のケースが補助対象と認められることを都道府県や市町村が事前に判断できるよう、例外となる要件の明確化を求めたい。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

一部沿線市町村が地域公共交通計画に補助系統を位置付けなくても補助事業として認められることが明らかになり、計画への位置付けを検討している市町村が躊躇することなく位置付けを進めることができることから、必要な路線が確実に確保、維持されることに資する。

根拠法令等

地域公共交通確保維持改善事業実施要領2. (1)⑫
地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

能勢町、兵庫県、松江市、高松市、福岡県、久留米市、熊本市

○複数市町にまたがる路線において沿線市町の補助金負担がないため計画に位置づけていない路線がある。市町の補助の有無にかかわらず計画に位置づける路線の基準と位置づけの方法について提示が必要。

各府省からの第1次回答

地域公共交通確保維持改善事業においては、真に公的負担による確保・維持が必要なバス路線等に対し、効果的・効率的な支援を実施する観点から、補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けることを補助の要件としている。

補助対象系統が複数の市町村に跨る場合、原則として全ての沿線市町村において当該補助対象系統を地域公共交通計画に位置付けなければ補助対象系統として認められないが、一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない「合理的な理由」があれば例外的に補助対象系統として認める場合があるとして、「合理的な理由」の具体的な例を「地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に関する解説パンフレット」において3つ示しているところである。

- ①当該市町村の区間が補助対象外となっている場合
- ②当該市町村が補助系統に係る費用負担を行っていない場合
- ③当該市町村の住民の利用実態がない場合等

上記①～③のいずれか1つに該当すれば、一部沿線市町村において地域公共交通計画に位置付けない場合でも、例外として補助対象系統として認めることとしている。

例えば、支障事例として挙げられている「一部沿線市町村において費用負担がなく、当該市町村住民の利用が少ないために計画未策定である場合」については、上記②に当たるため「合理的な理由」として認められるが、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」については、上記①～③いずれにも当たらず、また「計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」においては、「合理的な理由」として認められないが、このような場合においては都道府県が主体となり各市町村と連携して計画を作成することにより対応可能と考えられる。

なお、地域公共交通計画は、地域の移動手段を確保するために、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある地方公共団体が中心となって、交通事業者等や住民などの地域の関係者と協議しながら、地域にとって望ましい地域旅客運送サービスの姿を明らかにするものであり、令和2年の地域公共交通活性化再生法の改正により、法律上、地域公共交通計画の作成は地方公共団体の努力義務とされたところである。

その他「合理的な理由」として判断に困る場合は各運輸局までご相談されたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

まず、「解説パンフレット」において示された3つの例のいずれかに該当すればよいのであれば、その旨、補助要綱に明記していただきたい。

次に、「一部沿線市町村において、当該市町村住民の利用実態はあり、費用負担もあるが少額であり、計画策定に要する経費が現行の費用負担を超えるために計画未策定である場合」についても次のような事案があることから、「合理的な理由」としてお認め頂きたい。

対象系統がコミュニティバスであり、主にコミュニティバスを運行する市町村の住民が利用しており、沿線市町村については住民の利用実態はあるものの比較的少なく、一定の費用負担はあるものの必要な額を満たしておらず、コミュニティバスを運行する市町村が当該沿線市町村分も含めて費用負担している場合、当該沿線市町村の計画に位置付ける必要性が低いと、合理的な理由であると考えられる。

なお、コミュニティバスは市町村の施策であることから、住民ニーズにきめ細かく対応できる立場にあり、施策の実施主体である市町村の計画に位置付け、地域の実情に応じ機動的に対応できるようにすることが望ましいと考える。

加えて、実際に例外の適用及び適用外となった事例を紹介いただくと自治体において明確な判断ができる。

市町村の事情を鑑みて、適用について事前に判断できるような措置を取っていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

「効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド」(令和5年3月31日閣議決定)の趣旨を踏まえ、地域公共交通確保維持事業費補助金の申請にあたって策定が求められている地域公共交通計画について、内容の明確化、必要最小限の手続きとすること。

各府省からの第2次回答

ご相談の事例に関して、沿線市町村による負担額が少額である場合においても当該系統が地域にとって真に必要な国による補助を受けて維持すべきと考えるのであれば、当該沿線市町村の計画に位置付けて頂く必要がある。一方で、沿線市町村が個別に計画を策定することが困難である等の事情がある場合には、都道府県が計画策定主体となることで解決可能と考えられる。

なお、現状「解説パンフレット」に記載している合理的な理由の3つの例示、及び合理的な理由として認められるためにはこれら例示のうちいずれかに該当すれば良い旨補助要綱等に明記頂きたいとのご意見については、ご意見のとおり対応する。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(16)地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平19法59)

地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、補助対象系統の沿線市区町村の一部において当該系統を地域公共交通計画(5条)に位置付けていない場合であっても、当該系統を補助対象とする合理的な理由があるものとして認められる事例について、「地域公共交通確保維持改善事業実施要領」(平23国土交通省)において具体的に明記し、令和6年中に地方公共団体に周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

159

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

07_産業振興

提案事項(事項名)

住宅宿泊事業法に係る届出等の運用の見直し

提案団体

川崎市、仙台市、さいたま市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、岡山市、広島市、北九州市

制度の所管・関係府省

厚生労働省、国土交通省

求める措置の具体的内容

住宅宿泊事業法における、住宅宿泊事業を営むにあたっての事業者の届出等の運用を見直すこと

具体的な支障事例

住宅宿泊事業法第3条に基づく届出について、現行規定では「事業者が届出を行った日」を届出日とするか、「欠格事由に該当しないことが判明し、届出が適式であることが確認された日」を届出日とするか不明確である。この点、次長通知において、行政手続法上の届出と同視していると解されているところであるが、届出を受けてから届出番号を通知するまでに暴力団に該当していないかの警察への確認等に時間を要するため、事業者等から、届出をしたにもかかわらず、すぐに営業が開始できないといったクレームが生じ得る。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住宅宿泊事業を営む者等の業務の適正な運営の確保による健全な民泊サービスの普及、行政事務の効率化等

根拠法令等

住宅宿泊事業法第3条
住宅宿泊事業法施行令
住宅宿泊事業法施行規則
住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)
住宅宿泊事業の届出に係る手続の適正な運用について(平成30年11月22日付け生食発1122第1号、国住指第2802号、観産第561号厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官、国土交通省住宅局長、国土交通省観光庁次長通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

相模原市、大阪府、寝屋川市、兵庫県、岡山県、高知県

—

各府省からの第1次回答

行政手続法第37条において、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合は、当該届出が法令により当該届出の提出先とされている機関の事務所に到達したときに、当該届出をすべき手続上の義務が履行されたものとする。」と規定されており、住宅宿泊事業法第3条の届出については、形式上の要件に適合している届出がなされた場合、届出として効果を持つこととなる。
このような解釈については、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)に改めて記載することを検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

支障解決に向けて、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正に早期に取り組んでいただくとともに、「届出」に対する解釈を当該要領(ガイドライン)に明記いただくに当たっては、以下の3点について、解釈も含めて明確にしていきたい。

なお、書類の提出をした日をもって営業可能となると考える届出者が多い一方、書類の提出を受けた地方自治体は届出事項について確認しなければならないため、届出者との認識に齟齬が生じた際に対外的に納得感をもった説明が可能となるよう、①にて届出の解釈について明確にしていきたい、②及び③にてその考えを整理する過程で懸念となる部分についても明確にしていきたいという趣旨である。

①平成30年7月13日通知「住宅宿泊事業の届出に係る受付事務の迅速な処理等について」において、届出を受け付けて受理するまでの間に、地方自治体側で届出書類について確認の時間を要することを想定していると思受けられる記載があるが、第1次回答における「届出として効果を持つ」日とは、当該通知における「届出受付時」であるのか、「受理」の日であるのか。

②住宅宿泊事業法施行規則第4条第7項における届出番号の通知は、行政手続法における処分にあたるのか。

③第1次回答における、「届出が届出書の記載事項に不備がないこと、届出書に必要な書類が添付されていることその他の法令に定められた届出の形式上の要件に適合している場合」とは、暴力団排除条項に係る警察への確認を終えた時点を示しているのか。仮に、確認を終えていない時点での届出番号の通知となると、暴力団排除条項に該当する者が一時的に住宅宿泊事業を営む可能性も危惧される。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

要件に適合した届出であるか否かについては、届出を受付・受理する地方自治体の判断によるものであるが、ご指摘いただいた支障事例を含め、このような届出に関する解釈については、地方自治体等からもご意見を伺いながら、住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)の改正内容を検討し、早期の明確化を目指す。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【厚生労働省(39)】【国土交通省(17)】
住宅宿泊事業法(平29法65)
「住宅宿泊事業法施行要領(ガイドライン)」(平29厚生労働省医薬・生活衛生局、国土交通省不動産・建設経済局、住宅局、観光庁)については、都道府県等の事務の円滑な実施に資するよう、宿泊日数の算定方式などの考え方を明確化するため、令和6年中に改正する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

173

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法第24条の規定による勧告を行う場合の土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告を行う場合に必要な土地利用審査会への意見聴取の義務付けの廃止を求める。

具体的な支障事例

国土利用計画法第24条第1項の規定による勧告は、土地利用審査会の意見を聴取した上で、原則3週間以内(最長6週間以内)にしなければならないこととなっている。しかし、当県では勧告しない場合に行う不勧告通知の発出までにほぼ3週間を要しており、その上で勧告する場合に必要な審査期間の延長、現地調査、審査会への意見聴取、勧告の判断等の事務に一定の時間を要することから、実態として期限までに勧告を行うことが困難である。このため、勧告は全国的にも実績がほとんどない。

当県では、国土利用計画法第27条の2の規定による助言では、従わない場合の担保が国土利用計画法上ないため実効性が不足する場合がありますと考えており、従わない場合には公表という担保を残している勧告を積極的に利用していきたいと考えているが、土地利用審査会への意見聴取を含めて原則3週間以内(最長6週間以内)という期間の短さから、実質的に勧告制度が利用できず、やむなく助言にとどまっている。当県において、勧告により対応すべきと考えたが助言にとどまった事例としては、以下がある。

【具体事例】

届出に係る土地は、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律第8条)において農用地区域に含まれている土地であったが、当該届出に係る土地利用目的(太陽光パネルの設置)は当該計画に適合せず、当該土地を含む周辺の地域の適正かつ合理的な土地利用を図るために著しい支障があると認められた。一方、まだ契約段階で事業の初期段階であったことから、市町村においては当該土地について、その時点では農振除外するか不明とのことであり、当県としては勧告も含めて検討したが、時間的な制約等により助言にとどまった。

勧告は、公表されている土地利用に関する計画に適合しない場合に限られているため、勧告要件に該当するかの判断は土地利用審査会の意見を聴くまでもなく都道府県自ら判断が可能であり、かつ当該都道府県による判断で足りると考えている。したがって、国土利用計画法第24条第1項の規定により勧告前に必須とされている土地利用審査会の意見聴取の義務付けを廃止すべきである。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

土地売買の契約段階という早い段階で、勧告(行政指導)を行うことで、公表されている土地利用に関する計画に適合する土地利用の実現に資する。

勧告に従わない場合には、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律等の個別規制法による許可制度と国土利用計画法の勧告後の公表を連携して実施することが可能となり、土地の適正利用に資する。

根拠法令等

国土利用計画法第 24 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

—

—

各府省からの第 1 次回答

土地取引事後届出・勧告制度は、住民生活や事業実施に深く関わる土地取引を直接規制し、必要に応じ土地の利用目的を変更すべきことを勧告で求め、国民の財産権を制約するものであることからこれらの制度の適正な運用のためには、公共の福祉に関し公正な判断をすることができる第三者機関（土地利用審査会）の関与の義務付けが必要と考える。

なお、届出から勧告までの期間については、不適切な土地利用がなされようとしている場合には、できるだけ速やかに利用目的の変更を勧告する必要がある。行政側の判断が早期に示されることは届出者の立場からも必要であるため、最長でも6週間以内とされている。

国土交通省では、土地利用審査会の効率的な運用の参考となるよう、令和5年3月 22 日付け事務連絡により、類似の審議会等と統合した運用や書面やオンラインによる開催が可能であることについて、取組事例と併せて、都道府県及び指定都市に周知しているところであり、手続の円滑化と実効性の確保の観点からこれらの措置の活用を検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

以下の理由により、意見聴取の義務付け廃止を求める。

①事後届出に係る勧告は行政指導であり、特定の人や事業者の権利や義務に直接具体的な影響を及ぼすことがないから、土地取引を直接規制し、国民の財産権を制約するとは言い過ぎである。行政指導は、相手方に行政指導の中止等の求めを留保しているほか、指導に従うことを相手方の任意の協力によってのみ実現できることを明確にしておき、相手方の権利利益は保護されている。また、国土法と同様の勧告制度を検索したが、勧告前に意見聴取を求める他の法令は見つけることができなかった。そのため、他法令で必要としていない勧告前の意見聴取を必要とする特別な理由が見当たらない。

②措置の必要性について、支障事例でも説明しているが、ほとんど不勧告通知で済むことが前提となっている審査体制において、現地調査、勧告の是非、審査会への意見聴取など通常行わない手続を最長6週間で行うことは実態として難しい。国土法は主として他法令による土地利用規制を根拠として審査するため、国土法担当が勧告を行うに当たっては、該当法令を理解し、勧告に相当するかの判断に相当の時間を要してしまう。本制度は、利用目的の変更が比較的容易で事業者の負担も小さい契約締結という計画の初期段階に利用目的の変更を勧告できるところに必要性があり、勧告制度を活用していくためには勧告実施のためのハードルを下げる必要があるが、アドバイスいただいた事務連絡は、審査会が書面やオンラインによる開催が可能（当県も対面とオンラインを併用して開催）という内容にすぎず、勧告実施に至らない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

国土利用計画法第 24 条第 1 項の規定による勧告を行う場合に必要な土地利用審査会への意見聴取の義務付けについては、地方分権改革推進委員会第 2 次勧告の趣旨を踏まえ、廃止または「できる」規定化もしくは努力義務化するべきである。

各府省からの第 2 次回答

国土利用計画法は、「勧告」に従わないときに都道府県知事はその旨及び勧告の内容を公表することができる

と定めている(第 26 条)ことから、不利益取扱いの側面があり、かつ、不服申し立ての手段が確保されていないことを踏まえれば、慎重な対応が求められることから、勧告に際し土地利用審査会の意見を聴くことは妥当性があると考えている。

また、勧告については、国土利用計画法以外の個別法を根拠として審査を行う場合があるが、当該担当部局に対する事前の法解釈の確認に加えて、案件が出た際、早い段階で個別案件に係る情報を共有し、照会を行うなど、連携・協同する体制の整備を進めていただくことが重要と思料する。

なお、ご見解のとおり、勧告措置が時間的余裕のない中で行うことに困難が伴うことは理解しており、土地取引規制担当部局と個別法の担当部局が連携するなど、他の参考となる優良事例を収集し、共有することを検討している。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(13)国土利用計画法(昭 49 法 92)

(i) 土地の利用目的に関する勧告(24 条)については、その必要性の判断が円滑に行えるよう、都道府県及び指定都市における優良な取組事例を把握し、都道府県及び指定都市に令和5年度中に周知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

174

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

01_土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

国土利用計画法の規定による事後届出の状況把握に係る土地取引規制実態統計処理システムの入力の簡素化

提案団体

長野県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況についての国土交通省への報告に当たって利用する土地取引規制実態統計処理システムについて、データを入力したEXCELファイルをシステムに取り込めるようにするなど、入力を容易にする機能の追加を求める。

具体的な支障事例

国土交通省は、国土利用計画法第23条第1項の規定による事後届出の状況を把握するために、毎月都道府県に対して、土地取引規制実態統計処理システムにより出力したデータの提出による報告を求めている。当該システムは、国土利用計画法の事後届出1件毎に入力することを求めており、当県では1件当たり15分程度の時間を要していることから、年間400件のデータ入力に100時間もの時間を要している。当県の認識では、当該システムが稼働されてから、入力の労力を軽減するためのシステム改良はなされておらず、データの入力に長年苦慮してきた。現状はシステムに直接手入力しているが、特に項目名「受理台帳コード」について、入力誤りを誘発するエリア配置により、入力したデータを一から入力しなおすこともしばしば起こるなど、業務の効率化を図ることができない状況となっている。

国は事後届出の状況を把握する必要があるが、都道府県が毎月の報告を行うこと自体は必要なものと理解しているが、システムの仕様のために都道府県に必要以上の事務負担を生じさせることのないよう、都道府県の業務効率化のためのシステム改修を推進すべきであると考えている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

システムへの入力時間の短縮により、職員の業務効率化を図ることができる。

根拠法令等

昭和54年6月25日付54国土利第243号・54国土第265号「土地取引規制実態統計の電子計算機による処理について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

千葉県、横浜市

○当県では近年土地取引が増加傾向にあり、この直近2年については800件超の届出があることから、年間200時間ほどの事務処理時間を要している。提案にもあるように、届出されたデータをそのままシステムに取り

込むことができれば、事務処理にかかる時間が大幅に削減されることが見込まれる。また、当県では空港の機能強化に係る用地取得における関係で一団の土地としての届出が多数ある。そのため、「コピー入力」を多用しているが、コピー先を選ぶ画面では地番が大字からしか表示されないなど検索性に問題があるため、こちらの改良等も併せて検討していただきたいと考える。

○届出の内容を国土交通省へ報告をするために使用する土地取引規制実態統計処理システムについては、当県でも手入力をしており、非常に手間と時間がかかっている。また、届出情報を、受理年が変わるとコピーできないシステムのため、不便である。また、文字数制限もあり届出の内容を正確に提出できない。エクセルファイルでの提出にする等、簡素化をしていただきたい。

各府省からの第1次回答

国土利用計画法に基づく事後届出の情報を集計し、土地取引の動向を把握するため、毎月、都道府県及び指定都市に対して、土地取引規制実態統計処理システムに届出内容を入力し、国に提出することをお願いしているところである。

届出内容のデータ入力について負担軽減を図ることは重要と考えているが、御提案のあったデータを入力したEXCEL ファイルをシステムに取り込めるようにするなどのシステム改修を行うには、改修費用等について検討が必要である。

国土利用計画法に基づく事後届出については、規制改革実施計画(令和4年6月7日閣議決定)に基づき、手続のデジタル化に向けた検討をしているところであり、データ入力作業の負担軽減についても、併せて検討を進めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

当県では、長期にわたり、システムへの入力業務について、誤りが発生しやすいことなどから負担を感じている。本来、貴重な人的資源は届出審査といった業務に集中させたいところ。改修費用がかかることは承知しているが、追加共同提案団体からも支障事例が出ている通り、他の都道府県及び政令指定都市においても同様の問題を少なからず抱えていると考えており、システム改修を行わない場合、全国で入力に必要な人件費は、毎年年間 400 万円に上ると試算する(※)。

昨年度にも、貴省担当者に対し、システムの入力方法に係る要望を電話にてお伝えしている。特に、項目名「受理台帳コード」の配置については、入力したデータを一から入力し直すこともしばしば起こるなど支障が出ており、改修に多額の費用がかかることも考えにくく、直ちに改修をお願いしたい。また、改修を検討いただけるのであれば、どのようなスケジュールで検討し、いつまでに結論が出るのか明らかにしていただきたい。

併せて、規制改革実施計画に基づいた検討と併せて、データ入力作業の負担軽減についても検討を進めていくとのことだが、事後届出のデジタル化によりデータ入力作業が不要となるなどこちらの検討が具体的に支障の解消にどのようにつながるのか含め検討状況を明らかにしていただきたい。

(※)人件費を当県の最低賃金水準と仮定し、試算。

約 900 円 × 15 分/60 分(1件当たり入力時間) × 審査件数 18,216 件(令和3年) = 約 400 万円

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

一次回答のとおり、届出内容のデータ入力の負担軽減を図ることは重要と認識しており、ご提案にあったような届出者等がデータを入力した Excel ファイルを直接システムに取り込み、自治体の入力作業が不要になるものなど、手続のデジタル化・オンライン化に向けた抜本的なシステム改修も含めて、負担軽減策を検討してまいりたいので、現時点で具体的なスケジュールをお示しすることができないことについて、ご理解願いたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(13)国土利用計画法(昭49法92)

(ii)土地売買等の事後届出(23条1項)に係る当該届出内容の国への報告については、その際に使用する土地取引規制実態統計処理システムの改修など、都道府県及び指定都市の事務負担を軽減する方策を検討し、令和6年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

179

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅及び大規模の修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額の申告対象者にマンション管理組合等の管理者を加えること

提案団体

仙台市、札幌市、角田市、岩沼市、東松島市、蔵王町、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、新潟市、静岡市、名古屋市、堺市、神戸市、岡山市、広島市、福岡市、熊本市

制度の所管・関係府省

総務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅(マンション等)の新築又は取得を行った場合の固定資産税の減額申告について、申告主体にマンション管理組合等の管理者等を加え、管理者等からの申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。
また、令和5年度税制改正で創設されたマンション長寿命化促進税制も同様に、管理計画認定マンションの管理組合等の管理者等による申告があった場合は当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できるように求める。

具体的な支障事例

長期優良住宅の認定は、管理組合の管理者等が一括して申請のうえ住棟単位での認定を受ける仕組みに変更された。
一方で、当該住宅に係る固定資産税の減額の申告においては、管理者等からの申告は認められておらず、各区分所有者が行う必要がある。
そのため、マンション一棟で長期優良住宅の認定を受け、区分所有者全員が固定資産税の減額の対象となることが判明しているにもかかわらず、申告書を提出した区分所有者しか減額の適用を受けられない。
当市における、区分所有住宅に係る長期優良住宅の認定実績、及び固定資産税の減額申告の有無は以下のとおり。
令和3年度は1件(棟)99戸(申告80戸、未申告19戸)
令和4年度は1件(棟)258戸(申告212戸、未申告46戸)
これにより、平成29年に新築した長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の場合、新築住宅の申告不要な5年間の減額措置が令和4年に終了するため、令和5年分の減額適用がないことへの問合せが未申告者から必ずと言ってよいほど寄せられている。建物の要件は満たしているにもかかわらず、未申告というだけで減額措置が終了することに納得が得られず、加えて隣戸の申告者は減額措置が続いていることに対する不満も大きい。
さらに、長期優良住宅の認定自体が令和4年に住棟認定へと変更されたことで、その声は益々大きくなるものと予想される。
また、固定資産税担当部署においても制度の広報作業に100時間、住戸毎の申告受理及び審査作業に7時間、区分所有者への案内作業に4時間、決定通知発送作業に18時間を要して負担となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

管理組合の管理者等から申告を受けた際、当該区分所有住宅の全戸に係る固定資産税を一括して減額できる

ようにすることで、納税者(区分所有者)の負担軽減、未申告時の不公平感の解消につながるものとする。さらに、固定資産税担当部署においても住戸毎に提出を受けている申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が負担となっているところ、これらの業務も大幅に軽減され、事務の効率化にも資するものとする。

根拠法令等

地方税法附則第 15 条の7第3項、第 15 条の9の3第2項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、苫小牧市、盛岡市、水戸市、ひたちなか市、大田原市、高崎市、千葉市、船橋市、八王子市、相模原市、浜松市、豊田市、城陽市、高槻市、今治市

○当市においては、長期優良住宅の認定を受けた区分所有住宅の実例がないが、今年度から創設となった「マンション長寿命化促進税制」においては今後対象となるマンションの全所有者に申告書提出を求めることとなる。この制度において対象条件とする管理計画認定マンションは、一棟で認定を受けるものであるから、全所有者が平等に減税対象とされるべきであるが、申告にあたり全所有者分の申告書を期間内に同時に提出させることは困難で、一律の対応が不可能となることが予想されるため、各納税義務者がその責任のもとに行うのであれば、申告主体を便宜的に管理組合等の管理者とすることは、有益な措置と考える。

各府省からの第 1 次回答

地方税法附則第 15 条の7第3項及び第 15 条の9の3第2項においては、所有者(納税義務者)から申告書の提出を行うことと規定しています。
ご提案については、地方税法上の観点から、当該特例を所有者(納税義務者)からの申告制としている趣旨や、マンション管理組合の管理者等と個々の所有者(納税義務者)との関係性等について整理する必要があります。また、マンション管理組合の管理者等を申告主体に追加する場合に、申告書を含む必要な書類が確実に提出されることが担保されるかについて慎重な判断が必要であるとともに、当該管理者等の負担が大きくなるようにすることも重要であると考えております。
上記の留意点を十分に踏まえた上で、地方税制度を所管する総務省と、長期優良住宅の認定制度やマンション管理計画認定制度及び管理組合に対する助言・指導制度を所管する国土交通省で連携し、本件税制特例の円滑な運用について検討してまいります。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

マンション管理組合の管理者等(以下「管理者等」という。)を申告主体に追加することで、個々の所有者(納税義務者)の申告と重複する可能性はあるが、自治体側において全住戸の所有者(納税義務者)を容易に把握することができるため、地方税法附則第 15 条の7第3項及び第 15 条の9の3第2項の適用判断に問題は生じない。
また、長期優良住宅の認定は、住戸から住棟単位に変更されたことで、管理者等が計画変更の手続きを行うこととなり、マンションの管理計画の認定についても申請者が管理者等に限定されているため、その後の固定資産税の減額の手続きも、個々の所有者(納税義務者)が申告するより確実に必要書類が提出される状況になると考える。
以上のとおり、管理者等が申告を行った場合であっても減額の要件確認は可能であることに加え、所有者は申告にあたって認定通知書等の必要書類を準備する必要がなくなり、自治体にとっても申告書の管理や申告の有無に伴う申告勧奨作業が削減されることから、所有者と自治体双方の負担軽減に資するものとなるため、令和 6 年度から運用できるよう検討していただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

—

各府省からの第2次回答

地方税法において、申告は納税義務に影響を及ぼす行為であるため、所有者(納税義務者)以外の者が申告主体となることについては慎重に検討する必要があると考えております。

一方、当該マンションが各税制特例の対象となった場合には各所有者(納税義務者)による申告が必要となる旨を区分所有者に周知する等各地方公共団体における申告の勧奨作業等の負担を軽減する方法については、引き続き検討を行ってまいります。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【総務省】

(7)地方税法(昭25法226)

(iii)新築された認定長期優良住宅に対する固定資産税の減額措置(附則15条の7)については、申告の在り方について検討を行い、令和5年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

188

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

農林漁業を営むために必要となる農業用施設を一部の用途地域内において建築する場合における特例許可の
手続の見直し

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

建築基準法第 48 条第 16 項又は建築基準法施行令第 130 条を改正し、農林漁業を営むために必要となる農業用施設を第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において建築する場合における建築基準法第 48 条第 1 項～第 3 項ただし書に基づく特例許可に当たっては、公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととするを求める。
また、同特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示するなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。

具体的な支障事例

生産緑地法では、原則として生産緑地地区内において建築物を建築する場合には市町村長の許可が必要だが、農林漁業を営むために必要となる農業施設のうち、90 平方メートル以下の倉庫やトイレ、休憩所のような一部施設(以下「農業用施設」という。)については、市町村長の許可なく建築することが可能である。しかし、建築基準法第 48 条第 1 項～第 3 項本文の規定により、農業用施設を建築しようとする地域が生産緑地地区内であっても、それが第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域(以下「本件用途地域」という。)内でもある場合は原則建築することができず、同項ただし書に基づく特例許可により建築することが適当とされている。

当市においては、農業用施設を生産緑地地区内に設置したいという相談を現在5件受けているところ、その建築を希望する生産緑地地区が本件用途地域内に所在することから、建築基準法第 48 条第 1 項～第 3 項の規定が適用され、農業用施設を特例許可により建築する必要があるが、特例許可はその手続に時間がかかることや許可基準が不明確であること等により負担が大きく、農業従事者から農業に支障が生じている旨の不満の声があがっており、当市としてもその対応に苦慮している。

生産緑地法上では市町村長の許可なく農業用施設を建築することが可能であることも踏まえ、建築基準法第 48 条第 16 項又は建築基準法施行令第 130 条を改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととし、農業用施設の建築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりするなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

建築基準法第 48 条第 1 項～第 3 項ただし書による特例許可に係る特定行政庁及び農業従事者の手続負担が軽減される。また、農業用施設の建築に係る手続が簡略化され、農業従事者の就労環境の改善を図ることが可能となることで、若年層の職業選択におけるイメージアップや女性、高齢者、障害者といった多様な働き手の確保につながり、近年減少傾向にある農業従事者の増加に寄与することが考えられる。

根拠法令等

建築基準法第 48 条第 16 項
建築基準法施行令第 130 条各項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

鳥取県、久留米市

—

各府省からの第 1 次回答

農業用施設に関する第 48 条特例許可実績の調査をまずは実施し、第一種低層住居専用地域等における当該用途のニーズや周辺への影響等を把握した上で、今後の対応について検討する。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

第 1 次回答において、「農業用施設に関する第 48 条特例許可実績の調査をまずは実施」とのことであるが、毎年行われている建築基準法施行状況調査における第 48 条特例許可実績の確認に留まらず、どのような観点から特例許可がなされたのか、また、実績には表れない潜在的なニーズや支障（特例許可はその手続に長期間を要することや許可基準が不明確であること等により負担が大きいことから、本件用途地域内への農業用施設の建築が難しく、農業への従事そのものを諦めざるを得ないといった事情）等を把握するための必要な調査を確実に行っていただきたい。併せて、当該調査の方法や検討のスケジュールについても具体的にお示しいただきたい。

また、「今後の対応について検討する」とのことだが、必要な調査を行った上で、建築基準法第 48 条第 16 項又は建築基準法施行令第 130 条を改正し、農業用施設の建築の特例許可に当たっては公開聴聞及び建築審査会の同意の取得を要しないこととしたり、農業用施設の建築の特例許可に当たって参考となる許可基準の例を明示したりするなど、特例許可の運用に係る負担の軽減に資する措置を講じていただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

特定行政庁に対し、既に第 48 条特例許可実績の調査を実施し、農業用施設に関する許可実績を確認しているところ。

今後、これらの許可実績について、ご提案の「どのような観点から特例許可がなされたのか」などについて、追加の調査を行うことを予定している。ご提案の「潜在的なニーズや支障」など特例許可に直接関係のない事項については、必要性や特定行政庁に対する負荷を踏まえ、調査の有無や方法を検討する。これらの調査結果を踏まえ、今後、対応について検討する。

なお、提案自治体において、農業用施設に係る許可基準などを作成し、事前明示することにより、農業従事者や新規就農者の負担が軽減されると考えられる。

令和 5 年の地方からの提案等に関する対応方針（令和 5 年 12 月 22 日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(4) 建築基準法(昭 25 法 201)

(i) 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は第一種中高層住居専用地域内において農作業のために必要な小規模の休憩施設、便所又は倉庫を建築する場合における特例許可(48条1項から3項)については、許可実績に関する調査の結果を踏まえ、当該特例許可の参考となる情報を、特定行政庁に令和5年度中に通知する。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

191

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

02_農業・農地

提案事項(事項名)

農業振興地域の整備に関する法律及び農地法における特定流通業務施設及び同施設の用に供する土地の位置付けの見直し

提案団体

岡山県、福島県、広島県

制度の所管・関係府省

農林水産省、国土交通省

求める措置の具体的内容

農業振興地域の整備に関する法律における「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に、「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する土地」を追加する。

農地法における農地転用不許可の例外に「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律に規定する特定流通業務施設の用に供する施設を整備するために行われるもの」を追加する。

具体的な支障事例

流通業務総合効率化事業の用に供する施設である特定流通業務施設(流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(以下「物流総合効率化法」という。)第2条第1項)が立地可能な場所は高速自動車国道や鉄道の貨物駅等の物資の流通を結節する機能を有する社会資本等の近傍に限定されているが、当該近傍地域の多くは市街化調整区域となっており、開発行為には原則として都道府県知事等による許可が必要になる。そして、物流総合効率化法の配慮規定の効果として、特定流通業務施設の用に供する開発行為は「通常原則として許可して差し支えないもの」(開発許可制度運用指針 I-7-1)とされている。

一方、上記特定流通業務施設の用に供する土地が、農用地区域内の農地である場合には、農業振興地域の整備に関する法律(以下「農振法」という。)上の農振除外手続が、農用地区域内農地ではなくても農地である場合には、農地法上の農地転用許可手続が必要になる。現在の法制度上、特定流通業務施設は農振法及び農地法上の配慮対象施設ではないため、農振除外や農地転用許可の手続は容易ではない。このため、農村産業法や地域未来投資促進法等、他法令の規定に基づく手続を踏むことにより農振除外や農地転用許可を可能とする運用をしているが、計画策定等の負担が大きく、開発を開始するまでに長期間を要することとなっている。例えば、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成をしており、地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画の変更(地域未来投資促進法第4条、第5条)や土地利用調整計画(同法第11条第1項)の作成等の手続が多く、事業者及び地方公共団体に多大な時間と労力を使わせている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

流通業務総合効率化事業に係る手続の迅速化及び事業者・行政双方の労力削減、流通業務の総合化及び効率化の促進による環境負荷の低減及び労働力の確保が期待される。

根拠法令等

農業振興地域の整備に関する法律第10条第4項、同法施行令第8条第2項、同法施行規則第4条の5第1項
農地法第4条第6項、同法施行令第4条第1項第2号へ、同法施行規則第37条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、宮城県

—

各府省からの第1次回答

農用地区域内の土地を農用地等以外の用途に供する場合は、農用地区域内の土地の確保及び農業振興施策の推進等に著しい支障を及ぼすことのないようにするとの観点から、農振法第13条第2項各号に掲げる要件をすべて満たす場合に限り農用地区域からの除外を認めている。

一方、

① 公益性が特に高い事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼす恐れがないと認められるもの(道路法の道路等の線的施設等)の用に供される土地

② 農村産業法等の地域整備法に基づき地方公共団体が策定した計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であって、当該計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整が既に行われている施設の用に供される土地

については、当該施設の立地により農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼさないと認められることから、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」として、第13条第2項の適用はなく、農用地区域からの除外を認めることとしている。

ご提案にある「特定流通業務施設」は、

① 特定流通業務施設を含めた総合効率化計画の策定主体は物流事業者等であり、地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づく施設ではないこと

② 物流総合効率化法及び基本方針において、あらかじめ農業的土地利用等の調整を行う規定が設けられていないこと

から、これを道路等の公益性が特に高い事業の施設や地域整備施設と同列のものとして、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」に含めることは適切ではなく、当該施設の整備にあたっては、法第13条第2項各号の除外要件に照らして農用地区域から除外を行った上で、農地転用の許可を受けることが適当と考える。

なお、農地法に基づく農地転用許可基準においては、流通業務施設の立地のための転用について、その性格から沿道の区域等に立地が制約されることに配慮し、

① 一般国道や都道府県道の沿道の区域

② 高速道路のインターチェンジの出入口の周囲おおむね300メートル以内の区域

については、原則転用不許可の第一種農地であっても、例外的に転用を認めることとしているところ。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現在、農振除外及び農地転用許可の「配慮」を得るため、地域未来投資促進法に基づく土地利用調整を伴う地域経済牽引事業計画の作成や、農村産業法上のスキームを利用している。

こうした手続きにより、「配慮」を得ることで、農振除外や農地転用許可が可能となるが、農業的土地利用調整以外にも基本計画の作成と国の同意等が必要となるため、相当の事務処理負担と期間を要している。

このため、物流総合効率化法そのものに農業的土地利用との調整を行う規定を設けることにより、事務負担の軽減等をご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

農振除外手続や農地転用許可手続については、これまで進められてきた地方分権の趣旨を踏まえて地方の創意工夫が生かせるような柔軟な対応をお願いしたい。本件についても提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

1次回答にあるとおり、農振法第10条第4項の「農用地等及び農用地等とすることが適当な土地に含まれない土地」とするためには、

①地方公共団体が地域振興を図るために策定した公益性が特に高い事業の計画に基づき設置される地域整備施設の用に供される土地であること及び

②計画の策定に当たり、あらかじめ農業的土地利用との調整がなされていることが必要である。

このことから、提案団体の意見のように、物流総合効率化法そのものに、地域振興に係る公益性の高い事業の計画の作成に関する規定を設けずに、農業的土地利用との調整を行う規定のみを設け、農振法第10条第4項に位置付ける(農振除外・農地転用に関する特例を認める)ことはできない。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

—

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

194

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

道路メンテナンス事業補助制度における変更交付申請手続の簡素化

提案団体

岡山県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

道路メンテナンス事業補助制度の橋梁・トンネル・道路附属物等の交付決定単位間の流用を軽微な変更とするなど、迅速な国費の流用を可能とすること。

また、交付申請時に個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を不要とし、補助金を充てて修繕を実施する施設に変更がある場合でも、変更交付申請によらず、当該変更を実績報告書により報告することで足りるとするなど、変更を含む交付申請手続を簡素化し、年度内の修繕対象施設の変更に迅速に対応可能とすること。

具体的な支障事例

交付決定単位(現行は橋梁・トンネル・道路附属物等の各計画ごと)間で国費を流用するには変更交付申請が必要であるが、変更交付決定まで約2か月を要することから、資機材等の価格高騰や修繕範囲の大幅な増といった事業実施中の状況の変化に迅速に対応することができない。

また、年度当初に提出を要する事業内訳調書等に記載した施設の追加又は削除をするには変更交付申請が必要であるが、これも同様に変更交付決定まで約2か月を要することから、年度内の点検・修繕状況の変化(年度中に緊急的な対応が必要である施設が判明した場合等)に迅速に対応することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

必要な施設への修繕に早期に着手することができ、効率的な修繕が可能となることから、修繕措置率及び住民サービスの向上につながる。また、変更交付申請の手続に係る負担が軽減されることで、事務の効率化や予算の効率的な執行が可能となる。

根拠法令等

道路メンテナンス事業補助制度要綱

道路局所管補助金等交付申請について(平成13年3月30日付け国道総第589号国土交通省道路局長通知)

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第7条第1項

国土交通省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・建設省令第9号)第5条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島市、いわき市、茨城県、高崎市、館林市、横須賀市、松本市、浜松市、名古屋市、京都府、寝屋川市、奈良市、山口県、高松市、福岡県

〇トンネルについて、長寿命化修繕計画単位ごとに事業内訳調書及び別紙リストに基づき交付決定を受けているが、日々の日常点検により、本体構造に影響を及ぼす恐れのある箇所での修繕を実施したい箇所が発生したが、交付申請及び交付決定を受けてからの執行では年度内の修繕完了が困難となるため、次年度の要望として交付決定を受けている。個別施設計画等に記載のある施設であることを条件に、箇所の追加等を軽微な変更として取り扱うことが可能であるならば、より安全・安心な道路施設の管理が可能となる。

各府省からの第1次回答

補助金の交付の申請があった際は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、その補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適正であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査して、交付を決定しなければならないとされている。

道路メンテナンス事業補助制度の交付の決定を行うにあたっては調査が必要となるが、事業内訳調書及び道路メンテナンス事業実施計画については、適正な補助金の交付の決定を行う上で必要な書類である等の理由から提出を不要とすることは困難である。また、変更交付申請にあたっては、同様にして当該交付申請が適正な範囲で交付されるものとなっているのか確認が必要である。そのため、これらの提出を不要とすることや、実績報告書による報告をもって、変更交付申請手続を省略することは困難である。

なお、道路局所管補助金等の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金等の交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日間であり、大部分の申請はその期間内に処理を終えているが、当該申請の補正に時間を要する場合などには、その期間を含めると、30日間を超える場合がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

道路施設の長寿命化対策については、施設数の多さなどから、予防保全への移行が不十分な状況であり、少しでも対策の進捗を図るため、本提案により、法令及び予算で定めるところの範囲内で迅速な予算の流用を可能とすることや手続の簡素化を検討していただきたい。

道路メンテナンス事業の執行にあたっては、個別施設計画を策定公表していることに加え、交付申請時には個別の施設名を記載した事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))及び道路メンテナンス事業実施計画(別紙様式)の提出を求められているところ、事業内訳調書の記載内容は道路メンテナンス事業実施計画の記載内容を包含している(もしくは包含させることが可能である)。そのため、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第6条に基づく調査の目的を果たす観点から考えれば、どちらか一方の書類の提出を不要としたとしてもその目的は十分果たされ得ることから、提出書類の簡素化を行うことができる余地はあるものとする。

また、現行では、事業内訳調書等に記載している施設の中で、事業の進捗状況の変化によって国費の充当が困難となった施設が発生した場合に、当該施設を削除する際にも変更交付申請手続が必要であるが、例えば交付決定単位ごとの決定金額の総額に増減がなく、単に修繕実施予定であった施設を削除するだけの場合であれば、当該手続を不要とし、実績報告書による報告で足りることとするなど、可能な限り手続負担の軽減を図っていただきたい。

以上により、地方自治体の事務負担軽減の観点から、変更交付申請手続に係る事務負担の軽減に資する方策を講じていただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】
提案団体の提案を考慮した検討を求める。

各府省からの第2次回答

本件補助事業は、長寿命化修繕計画に基づく補助事業であり、長寿命化修繕計画は、長期間における概略的な計画であって、且つ、地方単独事業を含む計画である一方、道路メンテナンス事業実施計画(以下「実施計画」という。)は、長寿命化修繕計画のうち、当該年度に本件補助事業により実施する構造物の老朽化対策の内容及び費用を定める計画である。

また、事業内訳調書(様式3の6(別紙内訳))(以下「事業内訳調書」という。)は、補助金等に係る予算の執行の

適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第6条(補助金等の交付の決定)に基づき、交付の決定を行うにあたって補助事業の目的及び内容、金額の算定に誤りがないかどうか等を調査するために必要な書類である。

以前は「実施計画」と「事業内訳調書」を別々に国土交通大臣あてに提出されていたが、実施計画を交付申請書類に添付し一括提出することをもって、国土交通大臣に提出したものとみなす見直しを行い、地方公共団体の事務負担の軽減を図ってきたところである。

そのうえで、ご提案の「事業内訳調書」及び「実施計画」の「どちらか一方の書類の提出を不要」とすることについては、補助金の適正な執行や事務負担の軽減の観点から検討する。

また、ご提案の「単に修繕実施予定であった施設を削除するだけの場合であれば、変更交付申請手続を不要」について、事業を中止又は廃止する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第7条第1項第4号の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣が承認(道路局所管補助事業の場合、事業の廃止申請手続)を行う必要があり、事業の中止又は廃止に該当せず、事業の内容の変更(当該年度に交付決定した施設を実施しない場合や施設を追加する場合)に該当する場合には、同項第3号の規定に基づき、あらかじめ国土交通大臣が承認(道路局所管補助事業の場合、変更交付申請手続)を行う必要があるため、いずれの場合においても申請手続を不要とすることは困難である。

なお、本件補助事業における対象施設は、補助事業の目的を達成する上で重要な要素であり、これを追加や削除することについて「軽微な変更」として取り扱うことは困難である。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)記載内容

5【国土交通省】

(18)道路メンテナンス事業補助制度

道路メンテナンス事業に係る補助金の交付申請手続(変更交付申請手続を含む。)については、地方公共団体の事務負担を軽減する観点から、「道路局所管補助金等交付申請について」(平13国土交通省道路局長通知)に定める「事業箇所別調書(道路メンテナンス事業)【様式3の6】」及び「道路メンテナンス事業内訳調書【様式3の6(別紙内訳)】」の提出をもって、「道路メンテナンス事業補助制度要綱」(令2国土交通省道路局長通知)に定める「道路メンテナンス事業実施計画」の提出があったものとみなし、同計画の交付申請書類への添付を不要とする方向で検討し、令和5年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

令和5年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号

227

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

09_土木・建築

提案事項(事項名)

国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知等に係る指定確認検査機関の活用

提案団体

兵庫県

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

国、都道府県又は建築主事を置く市町村(以下「国等」という。)の建築物に係る計画通知について、建築基準関係規定適合性の審査や完了検査・中間検査等を建築主事だけでなく指定確認検査機関が行うこともできること。

具体的な支障事例

【現状】

建築確認については、特定行政庁が置く建築主事のほか、民間の指定確認検査機関の確認を受けることも可能である。

一方、国等の建築物に係る計画通知は、建築主事に対して行うこととされており、指定確認検査機関の確認を受けることはできない。そのため、国等の建築物に係る審査・検査等の事務は建築主事のみが行っている状況である。

【支障】

近年、全国各地で地震が頻発しており、大規模災害がいつ起きてもおかしくない状況の中、大規模災害が発生すると、被災地においては、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に多くの人員を配置する必要がある。

しかし、被災後は公共施設や公営住宅、UR 団地等についても大きな建築需要が生じることとなるが、現状ではこれらの計画通知は特定行政庁に置かれた建築主事に対応しなければならないと規定されていることから、これらの業務に迅速に対応することが困難となる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

国等の建築物に係る審査・検査等の業務負担が指定確認検査機関に分散し、建築主事の業務負担が軽減される。これにより、大規模災害時には、建築物の被災状況の確認、被災後のまちづくり計画等の立案、仮設住宅の建設地確保等の業務に重点的に人員を配置し、被災地の復興を効率的に推進することが可能となるなど、住民サービスの向上が図られる。

根拠法令等

建築基準法第 18 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

盛岡市、福島県、福島市、高崎市、春日部市、岐阜市、奈良県、鳥取県、徳島県、延岡市

○指定建築検査機関へ確認申請が開放され、当市での取扱い件数は減少傾向にあるものの、その分、審査人員も減少している。そのため、災害が発生した場合、国や県・市等の建築計画の期間が重複・集中し対応可能な審査件数を上回ることが想定され、これらの審査業務を迅速に対応することが困難となることが想定される。また、当市では今後、人口の推移や財政状況を踏まえながら、老朽化した公共施設と市営住宅について再編整備を検討しており、それに伴い計画通知件数の増加が見込まれることから、計画通知について指定確認検査機関でも取り扱うことができるようにすることに賛同する。

各府省からの第1次回答

提案の内容を踏まえ、国等の建築物に係る審査・検査への指定確認検査機関の関与のあり方に関して、当該事務の実行性にも留意しつつ、検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

第1次回答において、「当該事務の実効性にも留意しつつ、検討を行う」とされているが、国等の建築物に係る計画通知について、見直しを行う方向で検討すると理解してよいか。また、その場合、法改正時期を含め具体的にはどのようなスケジュールで見直しを行うのかご教示いただきたい。
過去の災害時における計画通知件数の実績としては、当県においては阪神・淡路大震災で発災前の最大2.5倍に増加し、宮城県及び福島県においては東日本大震災で発災前の最大3倍にまで増加している。大規模災害がいつ起きてもおかしくない近年の状況の中においては、可能な限り速やかにご検討願いたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

地方六団体からの意見

【全国知事会】

現在の急激な人口減少や少子高齢化の進展等を踏まえると、人手の確保や専門人材の育成は急務である。地域住民の生活にとって重要な業務を担う人材を確保するための制度を整備する必要があり、提案の実現に向けた積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、提案を実現する方向で検討する旨の説明があった。地方自治体の実態を十分聴取の上で検討いただきたい。

各府省からの第2次回答

特定行政庁・指定確認検査機関に対し、当該事務の実行性についてヒアリング等を行っているところであり、当該ヒアリング等の回答を踏まえ、指定確認検査機関が行う具体的な事務の範囲について精査した上で、速やかに検討を進めてまいりたい。

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針（令和5年12月22日閣議決定）記載内容

5【国土交通省】

(4) 建築基準法(昭25法201)

(iii) 老朽化した公共施設の建替え、大規模災害時の公共施設の再建等が円滑に行われるよう、国、都道府県又は建築主事を置く市町村の建築物の計画通知に対する審査及び検査(18条)等について、指定確認検査機関の活用を可能とする。